

令和4年

第1回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 8日間
自 令和4年3月11日
至 令和4年3月18日

月 日	曜日	会議、休会、その他
3月11日	金	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、施政方針説明、議案審議)
3月12日	土	休会
3月13日	日	休会
3月14日	月	休会(予算説明会)
3月15日	火	休会(予算説明会)
3月16日	水	本会議(議案審議)
3月17日	木	本会議(一般質問)
3月18日	金	本会議(議案審議、一般質問、閉会)

(議決結果)

令和4年第1回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第1号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算(第6号)	令和4年3月11日	原案可決
議案第2号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第3号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第4号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第5号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第6号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算(第3号)	〃	原案可決
議案第7号	令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第8号	令和4年度伊是名村一般会計予算	令和4年3月16日	原案可決
議案第9号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算	〃	原案可決
議案第10号	令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算	〃	原案可決
議案第11号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第12号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第13号	令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第14号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算	〃	原案可決
議案第15号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算	〃	原案可決

議案 第16号	工事請負契約の変更について（伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事）	令和4年 3月16日	原案可決
議案 第17号	伊是名村総合計画（基本構想）の策定について	〃	原案可決
議案 第18号	伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例	令和4年 3月11日	原案可決
議案 第19号	伊是名村教育支援委員会設置条例	〃	原案可決
議案 第20号	伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第21号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第22号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
議案 第23号	指定管理者の指定について（伊是名製糖工場季節工員宿舎）	令和4年 3月16日	原案可決
議案 第24号	伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	令和4年 3月11日	原案可決
議案 第25号	伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	〃	原案可決
承認 第1号	専決処分の承認について「定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築一式工事（R2）」	令和4年 3月16日	承認
報告 第1号	専決処分の報告について「村道南風原線道路整備工事（R3-1）」	〃	報告
報告 第2号	専決処分の報告について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区）」	〃	報告
同意 第1号	教育委員会委員の任命について	令和4年 3月18日	同意
同意 第2号	監査委員の選任について	〃	同意

発議 第 1 号	伊是名村議会の議員の定数を定める 条例の一部を改正する条例	令和 4 年 3 月 1 8 日	原案可決
発議 第 2 号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に 対し抗議し、早期停戦・撤退と平和 的手段による早期解決を求める決議	〃	原案可決

令和4年第1回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年3月11日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年3月11日	10時34分	議長	宮城安志
	散会	令和4年3月11日	15時20分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席7名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	欠席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	出席
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮正徳	1番	前川秀和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
施政方針説明
議員派遣の件
令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）
令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）
令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
伊是名村教育支援委員会設置条例
伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例
伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

令和4年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時34分

2. 付議事件及び順序 令和4年3月11日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		施政方針説明
6		議員派遣の件
7	議案第1号	令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）
8	議案第2号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
9	議案第3号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
10	議案第4号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
11	議案第5号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
12	議案第6号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）
13	議案第7号	令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
14	議案第18号	伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例
15	議案第19号	伊是名村教育支援委員会設置条例
16	議案第20号	伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例
17	議案第21号	伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
18	議案第25号	伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
19	議案第22号	伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例
20	議案第24号	伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議長（宮城安志）

ただいまから令和4年第1回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は7人です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時34分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番伊禮正徳議員、及び1番前川秀和議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日3月11日から18日までの8日間にすると思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月11日から18日までの8日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定等は、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

日程第3

諸般の報告を行います。

12月9日、第4回定例会が告示され、議会運営委員会による議案審議日程及び会期日程が審議され、12月14日から12月15日の2日間に決定しました。

12月11日、コロナ禍の中、村民及び島を訪れる皆様にひとときの夢を与えようと、議会クラブ・役場職員クラブ合同で臨海公園にイルミネーションを配置しました。大変好評でありました。

12月14日、第4回定例会が招集され、議案10件、発議1件、一般質問2件の合計13件を審議しました。

1月1日、村成人式が産業支援センターで開催され、コロナ禍の中、17名の新成人が参加し激励いたしました。

1月6日、消防団出初め式が産業支援センターで挙行され、議会を代表して祝辞を述べ団員を激励いたしました。

1月18日、令和4年もづく操業開始式が加工所で開催され、議会を代表し議長が参加し、操業中の安全祈願を行いました。

1月26日、国指定重要文化財銘苅家において、文化財防火訓練があり、議会を代表して参加いたしました。

2月8日、議会議員の定数について、全員協議会を開催し議会議員の定数を減する方向で決定いたしました。

2月17日、沖縄県町村議会議長会定例総会が開催され、局長と参加いたしました。

2月18日、離島振興市町村議会議長会・第13回定期総会が自治会館で開催され、参加しました。

又、総会終了後の離島議会議員及び職員研修会が予定されておりましたが、まん延防止中のため中止となりました。

2月25日、沖縄県町村議会議員・事務局職員研修会が読谷村文化センター鳳ホールで開催され議員全員で参加いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和3年10月分から12月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。

また、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、令和3年度定期監査の結果報告書が提出されており、写しを配付しております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。令和4年第1回定例議会を招集しましたところ、ご参

集いただきまして、誠に有難うございました。

本定例会には、令和4年度施政方針をはじめ、提出議案が令和3年度一般会計補正予算7件、令和4年度一般会計当初予算8件、伊是名村総合計画基本構想等条例関係9件、承認1件、報告2件、契約1件、人事案件2件、計30件を予定して提案いたしました。よろしく願いをいたします。

また、本定例議会に現行の議員定数10名を8名に減数する条例改正案を議員発議で提出されましたことは、活発な議会活動と議会運営の刷新に繋がることであり、議員各位のご英断に敬意を申し上げます。

それでは、行政報告の前に一言ご挨拶申し上げます。

ご案内のように、世界中の人々の生活と経済を困難に陥らせている新型コロナウイルス感染症は、複数の変異株が次々と現れ感染拡大し、人々を恐怖に巻き込んでいます。

県は、その対策として1月9日から1月31日までをまん延防止等重点措置期間とし、対処方針を要請しましたが、新型コロナウイルス感染症は収束に向かわず、1月15日に1,829人を数えたのをピークに連日数百人の感染者が確認されるなど、下げ止まりが続いている厳しい現状となっています。

県は、このような状況を踏まえ、期間を延長して2月20日までとしましたが、事態は好転せず、さらに2月21日から3月31日までを感染拡大抑止期間として新たな対処方針を要請しました。

全国的には、感染拡大地域18都道府県において、まん延防止等重点措置が延長され、休業要請や外出自粛要請等をして対策に取り組んでいますが、収束への目途がたたず、大変厳しい現状であります。

本村では、3密回避、マスク着用等新しい生活様式を督励するとともに、ワクチン接種並びに抗原検査、PCR検査を実施するなど、感染防止に向けて村民に協力要請してきたところであります。

村民の皆様のご理解とご協力によって、ここ数カ月、感染者が一人も出でおらず安堵しておりますが、今後とも気を緩めることなく、感染防止に万全の体制で臨んでまいりますので、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、過疎地域自立促進特例措置法が本村も含めて、過疎地域住民の要望どおり認められ、継続するとともに、北部市町村会あげて要望してきた北部振興予算も満額認められ、誘導措置が継続されることになり、ひとまず安堵しております。

ただ、最大の懸念事項は県から国に増額要望していた沖縄振興予算の令和4年度の内示額が前年度より326億円減額され、2,684億円となってしまったことであります。

各市町村への特別推進交付金の配分額は、その煽りを受けて、いわゆる一括交付金のソフト事業、ハード事業が大幅に減額されてしまいました。

さらに、一括交付金の効果的な推進を図る沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠が令和4年度は2億円となり、各市町村とも衝撃を受け、非常に困惑しております。

本村においては、製糖工場建設費の補助対象外事業費捻出に苦慮していたところ、特別枠が配分され、事業を完了させた経緯があります。

このようにして、沖縄振興特別推進市町村交付金特別枠は、大変有難い制度でありますので、ぜひとも令和5年度から復活していただくよう、県に要望してきたところであります。

令和4年度予算編成においては、大変厳しい財政状況下ではありますが、主要施策8項目の具現化を図るため、主な事業として小学校校舎改築、役場庁舎建築、子育て支援、教育関係事業、定住促進事業、上下水道施設整備、村道整備、伊是名漁港防災護岸整備、補完バース整備、屋之下原スポーツアイランド事業用地取得費、そして海産物陸上養殖施設整備事業に係る基本設計業務委託料、コロナ関連事業等々予算計上いたしました。

なお、旧浜崎漁港埋立事業については、県の免許を受け、その指定書に従い、令和5年度以降、事業推進する予定であります。

おわりになりますが、ただいまご報告しましたように、沖縄振興予算の大幅減額等、財政状況は大変厳しく、その中での令和4年の予算編成となりました。どうぞ議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、令和3年12月1日から令和4年2月28日までの行政報告を行います。

なお、主な点だけを読み上げてご報告しますので、後程お目通しのほど、よろしく願いいたします。

それでは令和4年第1回定例議会行政報告を行います。

まず、1ページお願いします。12月1日（水曜日）、島袋善明県土木建築部長を訪問しまして、県知事へ要請活動を行いました。これは「伊是名村、伊平屋村、伊江村、本部町」連名の要請であります。内容といたしましては、本部港（大型船バース）エキスポ港への緊急時における船尾岸等の整備についてでありました。

12月5日（日曜日）、普久原恒勇作曲活動60周年記念民俗音楽「史曲・尚円」演奏会に参加しました。

12月10日（金曜日）、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定書をチヂン園と結んでおります。

令和3/4年期製糖操業開始式があり、それに出席いたしました。

なお、運天港における国による港湾施設の一部管理について、国交省港湾局長より「県要請を受けて、軽石対策」をするという連絡を受けております。

12月12日（日曜日）、伊是名村教育の日、幼小学習発表会があり、出席いたしました。

12月14日（火曜日）、第4回定例議会が招集され、会期は12月14日から12月15日までの2日間でありました。その定例議会において、12月15日（水曜日）に教育委員に末吉高子氏を同意していただきました。

12月20日（月曜日）、伊是名漁港公有水面埋立て免許書を受理しております。

指定書としまして、1、免許の日から起算して、8カ月以内に埋立てに関する工事に着手しなければならない。指定書2、埋め立てに関する工事は、令和7年3月31日までに竣工しなければならないというふうにあります。

12月28日（火曜日）、令和3年御用納め訓示をいたしております。

令和4年1月1日（土曜日）、フェリーいぜな尚円の航海安全祈願祭、並び

に年頭訓示をフェリーいげな尚円の船首甲板上で行っております。

また同日、令和4年一足早い成人式が行われ、出席をいたしました。

1月4日（火曜日）、伊是名村の安寧と振興発展を願って、年頭初祈願を公室神前において行いました。

令和4年御用始め及び年頭訓示を行っております。

1月6日（木曜日）、消防団出初め式を行いました。

1月7日（金曜日）、第35回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容については、以下のとおりであります。

同日、仲田吉光漁協長が来訪しまして、前川国清氏が「沖縄県漁業士」として認定され、県知事から認定証書を交付されたのを受け、村長からその伝達を行っております。

1月9日（日曜日）、県知事が「まん延防止等重点措置」要請を1月9日から1月31日まで行っております。対象県は、沖縄県と山口県、広島県の3県でございました。

1月14日（金曜日）、第36回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりでございます。

同日、沖縄北部医療センター整備意見交換をWEB会議で行いました。

内容といたしましては、1、開院時期についての変更であります。（1）アスベストを含んだ施設解体撤去及び土壌汚染調査に1年程度かかること。（2）事業規模を踏まえた実施設計に1年6カ月程度延伸すること。（3）免震構造の採用により、工期が5カ月程度延伸すること。

2、変更に対する対応について。（1）病院機能に影響を及ぼさない範囲で期間短縮について、引続き調整を行う。（2）開院時期の変更は、2月2日開催の第2回協議会で、整備基本計画の整備スケジュールを掲載し、公表を行う。

1月15日（土曜日）、13時10分頃、南太平洋トンガ火山島で噴煙が約1,600メートルの大噴火が発生しました。気象庁は、この噴火による津波の発生はないと思われるというふうに発表しておりましたが、翌1月16日（日曜日）、0時15分に気象庁は、岩手県、奄美群島トカラに津波警報を発表しております。内容については、以下のとおりでございます。

なお、その注意報発表を受けまして、フェリーいぜな尚円は、その一日全便欠航しております。

7ページお願いします。1月18日（火曜日）、伊是名漁協令和4年漁期モズク操業祈願祭があり、出席をいたしました。

同日、内閣府市川靖之参事官と「新型コロナ感染症関係における困りごとや、ワクチン接種に関する電話での意見交換」を行っております。

本村では、抗原及びPCR検査が判明するまで2・3日かかるということもあり、その間、濃厚接触者への対応が遅延気味となり、小規模離島であるため、蔓延することが大変心配である。

是非とも北部地域に検査機関を増設して、村民の不安解消に努めていただきたいというふうにお願いをいたしました。

なお、蔓延を予防するためにも、ワクチン接種を前倒しして実施していただきたいというふうにお願いをいたしました。

1月22日（土曜日）、ワクチン接種を82人に行っております。

1月24日（月曜日）、第37回新型コロナウイルス感染症対策会議を開きました。内容は以下のとおりであります。

なお、同日、沖縄振興及び沖縄振興市町村協議会の事前説明会のWEB会議がありました。その中において、今回の沖縄振興予算ソフト交付金が110億円減額になったことは大変残念に思っています。その事を踏まえて2点について伊是名村から意見要望しますということで、まず1点目は、県分のソフト事業について、（1）沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の継続について。旅客運賃が大幅に軽減されたことで、生活環境が改善され、村民から高く評価され、喜ばれております。お礼申し上げます。この事業を今後とも是非継続して頂きますよう要望いたします。

（2）沖縄振興特別推進交付金町村支援事業の継続について。財政が脆弱な離島町村では、80%補助に県分10%上乗せして90%とする本支援事業は、大変有難い事です。国の会計検査でいろいろと指摘もあると伺っておりますが、改善等前向きに取り組んで頂き、今後とも継続して頂きますよう要望します。

(3) 沖縄県離島航路運航安定化支援事業の継続について。

本村は、本事業を活用して、尚円王生誕600年を記念して、フェリーいぜな尚円を建造して頂き、観光産業等村経済発展に大きな貢献をしております。ご配慮感謝申し上げます。このことは、他の離島航路運航改善にも共通することでもありますので、今後とも継続して頂きますよう要望します。

2点目は、特別枠配分についてであります。令和4年度沖縄振興予算内示が2,684億円となり、前年度より326億円の減額となっていることから、県は特別枠を令和4年度は見送る方針を示しているが、本村では、製糖工場建設に当たり、補助対象外の外構工事費に特別枠を活用した経緯があります。今後とも特別枠は必要であるというふうに考えており、令和5年度以降、是非復活して頂きますように要望しますというふうに意見要望いたしております。

1月26日(水曜日)、教育委員に末吉高子氏を任命、辞令交付いたしました。

同日、第42回伊是名村文化財防火訓練を行いました。

1月30日(日曜日)、村産業経済功労者、故東江優氏の告別式に参列いたしました。

2月11日、一般無料PCR検査、対象者28人を行っております。

11ページをお願いします。2月12日(土曜日)、65歳以上ワクチン接種3回目を実施いたしております。

2月15日(火曜日)、第38回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催しました。内容は、以下のとおりであります。

2月16日(水曜日)、第5次伊是名村総合計画第3回審議会が開催されました。

2月21日(月曜日)、県は「感染再拡大抑制期間」を、2月21日から3月31日までと設定し、新たな対処方針を設定しました。

尚、対処方針に基づく取り組みについては、不要不急の救急受診の抑制の周知等、6項目を要請いたしております。

2月22日(火曜日)、もずく籠等洗浄機試運転があり、これを視察しております。

2月25日（金曜日）、第5次伊是名村総合計画の答申があり、西昇会長から答申書を受け取りました。

以上が令和3年12月1日から令和4年2月28日までの行政報告であります。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

施政方針説明について、令和4年度予算審議に先立ち、施政方針の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、令和4年度施政方針を申し上げます。

令和4年度 施政方針

I はじめに

本日ここに、令和4年第1回伊是名村議会定例会の開会に当たり、令和4年度の村政運営に対する基本的な考えを申し上げ、議会並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症が、世界規模で拡大する中、国内においては昨年、第2回及び第3回の「緊急事態宣言」を発令し、国及び各自自治体が一丸となって感染拡大防止対策に取り組んで参りました。

その結果、感染者数が低水準で推移したことから、地域差はあったものの昨年9月末には全都道府県で緊急事態宣言が解除になりましたが、沖縄県においては感染対策の徹底を求めるため、全面解除ではなく、段階的に解除する県独自の対処方針を示し、11月末で終了致しました。

その後、一旦落ち着いたかに思えた新型コロナウイルス感染症ですが、年明け早々から従来のデルタ株から新たな変異株オミクロン株への置き換わりが進み、全国的に感染者が急激に増えたことで、国は、「まん延防止等重点措置」を発令し、予防対策に取り組んでいます。

沖縄県においては2月20日に解除になりましたが、まだまだ予断を許さない状況にあり、感染対策を継続する必要があることから、3月31日まで「感染再拡大抑制

期間」とする沖縄県の対処方針が示されました。

村においては、感染の不安緩和や感染症の発症予防のためにワクチン接種を推奨し、村民の約80パーセントが3回目のワクチン接種を完了していますが、感染の不安を抱えながら過ごす日常だと思っておりますので、引き続き、マスクの着用、手指消毒の実施、3密の回避、こまめな換気等、感染防止対策の徹底をお願い致します。

ご承知のとおり、「いぜな尚円王まつり」及び「いぜな88トライアスロン大会」の対外的な行事が昨年度に続き中止になり、更に、村民対象の小規模行事や各区及び各団体行事もほとんど中止になりました。コロナ禍で対外的な交流及び村民同士の交流も停滞し、地域経済に与える影響も大きいことから、一日も早くコロナ禍から脱出し、以前の日常生活と経済水準に回復するよう願うものであります。

小笠原諸島福德岡ノ場の海底火山の噴火による軽石が沖縄本島及び周辺離島に大量漂着し、本村においても10月末から周辺海岸で大量に確認され、更に港湾・漁港にも入り込み、漁業、観光業への影響や「フェリーいぜな尚円」の運航にも支障を来しました。

軽石等の影響でフェリーが欠航することがないように、運天港に接岸できない場合に備え、緊急時に接岸できる新たなバース整備も必要であることから、北部3離島村長と本部町長の連名で、本部港に新たなバース等の整備を県知事に要請致しました。

なお、軽石の除去作業については、国・県と連携を図り、村及び漁業協同組合が回収に取り組んでおりますが、回収された軽石の処分については目処が立たず、長期化するものと予想されます。

村民の医療の充実を図るためには、診療所施設の整備は勿論、そこで勤務する医師及び看護師の住環境の整備も重要であることから、老朽化が著しく耐震構造も十分満たしていない現診療所及び医師住宅の建て替え並びに新たに看護師住宅の整備について、県知事へ要請致しました。

現在、北部の基幹病院として「公立沖縄北部医療センター」の整備について県及び北部12市町村で合意し、整備に向けた取り組みが進められている最中ではありますが、県立北部病院附属診療所及び市町村が設置した診療所も、原則として公立沖縄北部医療センターの附属診療所として移管することになっています。

村としては、県立病院附属診療所として県で整備をした後に、公立沖縄北部医療セ

ンターへ移管してもらいたいとの考えから、引き続き診療所及び医師・看護師住宅の整備を要請して参ります。

昭和45年に建築した現庁舎は、建築から50年以上が経過して耐震性が確保されていない状況で、地震等の災害時における災害本部機能が十分発揮できないこと、また、行政需要の増大に伴う執務スペースが手狭となっており、それらの問題を解消するためにも建替が急務となっていました。しかし、庁舎建設については補助事業がなく、単独事業として整備しなければならないことから、厳しい村の財政状況を考慮して、庁舎建設を先送りしてきた経緯があります。

国において、東日本大震災や熊本震災等の教訓から、未整備の庁舎の建替を推進するため、緊急防災・減災事業債や市町村役場機能緊急保全事業など庁舎建て替えに関する起債メニューが期間限定で創設されましたので、村としても防災拠点としての機能を最重要視すべきであるとの考えから、庁舎建設に取り組むことになり、令和元年度に新庁舎建設基本計画を策定しました。令和2年度に基本設計・実施設計業務に着手し、令和3年度に完了致しましたので、本年度、産業支援センター隣接用地で工事を着手し、令和5年度の完成を目指します。

本村は、人口減少が著しく、そのことは深刻に受け止めなければならない懸案事項であります。人口減少は、農・漁業や観光業における担い手不足をはじめ、各種職業における労働力不足にも波及し、その状態から脱却するためには、様々な少子化対策や移住・定住促進対策を講じることが重要であります。

移住・定住促進を図る取り組みとして、若者定住促進住宅を令和3年度に2棟6戸を建設し、引き続き、令和4年度に1棟3戸の建設を計画しておりますが、実施については入居状況を勘案しながら検討して参ります。

また、若者の結婚を奨励し、定住促進による人口増加に繋げるため、結婚祝金の支給を継続して、結婚に伴う経済的負担の軽減を支援するとともに、次世代を担う子どもの出生を祝福し、子どもを産み育てる世帯が安心して住み続けられる環境づくりを醸成して、次世代を担う子どもの増加と定住促進に繋げるため、出産祝金の支給を継続して参ります。

更に、子育て支援の取り組みとして、保育所待機児童解消に努めるとともに、幼稚園預かり保育料の無償化、給食費の無償化、高校生までの医療費無償化を実施するな

ど、厳しい財政状況の中ではありますが、子育て世代の経済的負担の軽減を図って参ります。

今後10年間の村づくりの指針となる「第5次伊是名村総合計画」が、令和3年度に策定されました。第5次総合計画は、持続可能な開発目標SDGsの理念を取り入れた新たな視点での総合計画となっており、また、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定された「伊是名村人口ビジョン・総合戦略」の次期計画策定の必要性から、「第5次伊是名村総合計画」と「第2期伊是名村総合戦略」が一体的に策定されています。

総合計画は、令和4年度が初年度となり、10年後の令和13年度が目標年度となっていますので、計画で掲げられている7つの基本目標や取り組みを推進して、村づくりの将来像である「自然と歴史、人が輝く ときわのしま・伊是名」を目指し、本村の歴史性、自然性、人間性が三位一体となって共生する持続可能な村づくりの実現に努めて参ります。

終わりに、私は平成14年9月に第18代伊是名村長に就任し、来る9月で5期目の任期満了を迎えます。私は、この任期で退任させていただきますが、5期20年間、議会議員はじめ多くの皆様に支えられ、大過なくその重責を全うできたものと衷心より厚く御礼申し上げます。

退任後も村民一丸となり、「自然と歴史、人が輝く ときわのしま・伊是名」を目指し、村づくりを進めて頂きたいと願っています。

それでは、令和4年度の主要施策について、ご説明申し上げます。

Ⅱ 令和4年度 主要施策

1 産業の振興について

本村は、年間を通じた温暖な気候、珊瑚礁に囲まれた美しい海をはじめとする豊かな自然環境と風光明媚な景観を有しており、これら本村独特の景観を保全しながら、地域特性を活かした産業振興を展開して参ります。そのためには基幹産業である第1次産業の農漁業の振興が、必要不可欠であります。

農漁業については、機械化の推進により一定の成果が見られますが、今後は、第1次産業の担い手育成に傾注し、ソフト面の充実を図りつつ他品目の栽培を検討して参

ります。

基幹産業である農漁業の発展があつてこそ商工業及び観光産業の振興に繋がると考えておりますので、時勢の潮流に対応した産業振興の諸施策を推進して参ります。

また、内花区地域活動拠点活性化施設の整備については、引き続き事業採択に向けて、関係機関と調整を図って参ります。

(1) 農林水産業について

① 農業の振興

令和3年／4年期のさとうきび生産は、台風の直接的な被害もなく、順調に生育し、令和3年12月からの年内操業となりました。今期の生産高は当初見込みの22,511トンを上回ることが確実視され、心から喜んでいる次第であります。

これまでの沖縄振興特別推進交付金や各種事業を活用した「完熟堆肥」や「緑肥」等の助成事業の効果が発現しているものと考えられます。

また、水稻においては食用としての1期作に加え、加工用として2期作が令和3年度から始まりました。両作とも順調に生育し、収量は1期作において251トン、2期作において74トンとなり、農家の所得向上が図られたと思います。今年度も引き続き2期作を推進して行く予定であります。

農業を取り巻く環境は、依然厳しい状況にあり、農業振興のため今年度も引き続き、土づくり支援事業を始め、適期の病害虫防除、肥培管理等の基本的な栽培技術の普及に取り組む必要があることから、県の協力を得ながら農業振興政策を実施して参ります。

なお、農業の担い手の高齢化や後継者不足も深刻となっており、引き続き新規就農者の確保を目的に、農業次世代人材投資資金事業を活用し、農業の担い手確保を図ると共に、高付加価値の作物の生産を検討し、更なる農家所得の向上を図って参ります。

さらに、今後の本村における園芸振興を図るため、生産農家やJAと連携し、品目の選定並びに品質及び安定供給体制の構築を模索して、野菜農家の育成を目指して参ります。併せて、特産品開発に向け、農産物・畜産物・水産物等の加工品の付加価値を高め、6次産業化を目指すため設置された伊是名村6次産業化・地産地消推進協議会をコロナ禍の問題が落ち着き次第再開して参ります。

② 水産業の振興

本村は周囲を海に囲まれ、恵まれた漁業環境にあります。中でも、基幹漁業であるモズク養殖は、県下でも有数の産地として知られています。特に「モズク」の拠点産地として認定されたことは、今後の本村水産業の振興発展に大きく寄与するものと確信するところであります。また、アーサの新たな活用方法も含め、引き続き海ぶどう及びアーサの拠点産地形成に向けて、漁協と連携を図り支援して参りますと共に、新たな産業構築を図るため、海産物陸上養殖事業の可能性について検討して参ります。

一方、漁業協同組合においては更なる経営安定に向け取り組んで頂きたいと思いません。また、引き続き「浜の活力再生プラン」の更新に向けて連携を図りながら支援して参ります。

漁場の環境生態系の維持・回復については、オニヒトデ駆除やサンゴ礁の保全活動など多面的機能発揮に資する地域活動の支援に取り組んで参ります。

地域水産物供給基盤整備事業を活用して、勢理客漁港に定期船の補完バースを整備し、就航率、運航の円滑化・効率化を図ると共に、モズクの網干し場を整備し水産業の振興を図って参ります。

③畜産業の振興

村における畜産業の振興を図るため、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、優良繁殖雌牛導入促進事業による繁殖雌牛購入費用の一部助成を継続して参りましたが、今後は畜産農家の経営基盤の強化を図り、意欲ある生産者が継続的に取り組めるよう支援して参ります。

(2) 商工・観光業について

①商工業の振興

本村には大規模な企業はなく、大半が個人経営や小規模零細企業となっています。小規模ながらも村内の雇用と経済を支える重要な役割を担う産業であることから、村商工会を支援し、連携を図りながら、生産性向上、経営支援の強化、自立発展に向けた施策を継続的に推進して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、観光客等の減少により落ち込んでいる島内消費の喚起策として、昨年に引き続きプレミアム商品券販売事業を実施し、商工業の振興に取り組んで参ります。

②観光産業の振興

本村は、二見ヶ浦海岸などの自然海岸、伊是名山森林公園からの良好な眺望、古民家が残る集落景観など、豊かな自然環境や歴史文化資源など数多くの観光資源を有しており、県外からの修学旅行生による民泊体験型交流学习が実施されるなど、交流人口の増加に繋がっています。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2・3年度においては、修学旅行受入ゼロの状態が続いておりますが、受入再開に向け観光協会と連携し、感染対策等強化を図って参ります。

この恵まれた自然環境や歴史文化資源は、観光振興の促進に大きな役割を担うことから、観光地等クリーンアップ事業の継続による景観保全に努め、伊是名ビーチにおける環境整備を進め、観光客や村民の利便性向上を図りながら、農林水産業との連携や各イベント開催、観光地の利便性向上などの取り組みを継続的に推進して参ります。

2 教育・文化・生涯スポーツの振興について

離島の不利な条件を克服するとともに離島の良さを活かしながら、「人材をもって資源となす」を理念として、村を含めどこでも活躍し、島の将来を担う人材を育成するための幼・小・中、家庭、地域、行政との連携・協働による学校教育の充実を図るとともに、文化財の適正な管理・保護及び学校、生涯学習、観光資源としての効果的な活用を図り、生涯学習の充実に取り組んで参ります。

(1) 幼児教育の充実

幼稚園教育要領に基づき、学びに向かう力・人間性等、知識・技能の基礎、思考力・判断力・表現力の基礎の資質能力を育むため、幼・小・中、家庭、地域、行政の緊密な連携による「伊是名方式教育」を実施するとともに、充実した環境、意図的・計画的な指導・支援計画、学び続ける教師により、発達と学びの連続性を保障する幼児教育・保育に取り組み、学校教育へと繋いで参ります。

預かり保育については、共働き世帯や一人親世帯の労働環境を支援するため、今年度も継続して取り組みます。

幼児教育と保育を一体化した認定こども園の取り組みについては、認定こども園移行に関連する現況と課題把握及び方法等について検討を行うため移行に関連する基本計画の策定に向けて取り組んで参ります。

(2) 学校教育の充実

予測不可能な変化の激しい時代に必要となる児童生徒が身につけるべき三つの資

質・能力として、「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」、「生きて働く知識・技能の習得」、「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成」があります。

本村の学校教育につきましては、中学校を卒業して進学などにより島立ちする生徒が自律・自立して社会を生き抜いていくために身に付けるべき前述した三つの資質・能力の育成に向け、幼・小・中、家庭、地域、行政の緊密な連携による「伊是名方式教育」を実施し、児童生徒の主体的な学びに向けた指導・支援の確立、交流及び体験学習の推進、児童生徒一人一台の端末及び通信ネットワーク等を活用して学ぶICT教育の推進、特別支援教育等の充実、確かな学力の向上並びに各種検定の合格に向けた学習塾の開設、教職員の資質向上を図る研修の実施、小学校校舎改築事業等に引き続き取り組んで参ります。

(3) 生涯学習の充実

生涯学習とは、人々が生涯に行うあらゆる学習、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習であります。

村の生涯学習につきましては、老若男女に学習活動の機会を提供するため、村民のニーズに応じた講座や教室の開設並びに事業の実施、スポーツイベント・文化的イベントの実施、地域に根ざした学習活動を進める団体活動の育成、グループやサークルの目的に沿った主体的な学習活動の展開につながる支援、村内在住の文化・伝統、芸術、スポーツ等の専門的な知識や技術を持つ方々との連携、各種活動の指導者の養成や確保に努めることによる生涯学習活動の取組を推進するとともに、日頃の学習活動の成果を発表する場として「生涯学習発表会」を開催し、生涯学習社会の実現・充実に取り組んで参ります。

(4) 教育費の保護者負担軽減

保護者の負担軽減の観点から幼稚園保育料及び預かり保育料の無償化、幼児児童生徒の給食費の無償化、小・中学校児童生徒を対象とした学習塾（無償）の開設及び児童生徒の各種検定料の一部助成を、引き続き実施して参ります。

(5) 育英事業の推進

育英事業は、経済的な理由により、安心して勉学に励むことができない学生を支援

することが目的であり、毎年、新規に利用希望者がいることは非常に意義があり重要な事業であります。事業を継続的に実施していくためにも、事業の原資である貸与金の徴収強化に努めて参ります。また、給付及び貸与の両制度も引き続き実施して参ります。

(6) 文化財の保護・活用

村内には、国、県、村指定文化財及び国登録文化財が44件あり、その保護については、法令並びに条例等により、適正に管理・保護されています。それら文化財の活用は観光資源や学び、教育にも資するとの認識から文化財の活用に期待される効果や役割が拡大しているところであり、更なる事業展開が望まれています。

今年度においても昨年に引き続き、銘苅家並びに名嘉家の旧蔵品の修復、復元事業を継続して行うほか、伊是名城跡における時代背景の確認及び史跡整備を目的とした発掘調査に取り組んで参ります。

3 村民福祉について

本村は、少子高齢化の進展、人口減少という大きな問題を抱え、そのことは、我が村全体の経済・社会存続の危機へと直結しており、この危機を乗り越えるため地域力を強化し、その持続可能性を高めていくことを引き続き行う必要があります。

村の福祉につきましては、地域保健福祉計画を柱に介護・保健・医療分野と連携し「人に優しく、健やかに暮らせる島づくり」を目指し、地域に住む全ての人が、幸せな生活を送ることができるよう、「支え手」「受け手」となり、人と資源が世代を超えて丸ごと繋がる地域づくりに取り組んで参ります。

また、地域で活躍する民生委員・主任児童委員等の活動を支援すると共に、福祉全般を担う伊是名村社会福祉協議会の運営をサポートし、包括的に福祉行政の体制を整えて参ります。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時35分

議長（宮城安志）

再開します。

引き続きよろしく申し上げます。

村長（前田政義君）

（１）高齢者福祉の充実

本村の高齢者につきましては、単身世帯、夫婦のみ世帯が増加傾向にあり、高齢化率も県の平均を上回っている状況であります。住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の自立支援や介護予防、重症化防止に努め、老人クラブ活動支援の他、伊是名村社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、地域サロン事業の活動支援、高齢者の生きがいをづくりに取り組んで参ります。

高齢者支援については、「生活サポート（身の回りのお掃除）」といった生活支援、食の自立支援及び障がいのある方や運転免許を返納される高齢者等を対象とした電動カート購入補助事業を通し移動支援を推進して参ります。

また、包括支援センターによる高齢者の認知症の早期発見、介護予防に必要な援助と保健医療の向上や総合相談等、地域包括ケア推進に取り組んで参ります。

更に、住民が主体となった世代間交流を通じた自治活動や、「100歳体操」「グラウンドゴルフ」などの集まる場から高齢者の見守り体制を整え、高齢者福祉の充実を図って参ります。

（２）児童福祉の充実

児童福祉については、適切な養育、健やかな成長や発達、自立に向けた環境と子育てに必要な支援を行う拠点整備に努めて参ります。子ども達が生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに夢と希望をもって成長していけるよう切れ目のないライフステージに応じた支援や居場所を必要とする子どもの状況を把握し、社会実現に向けた子育て支援に取り組んで参ります。

保育サービスの提供につきましては、保育料、主食費、副食費の無償化と、待機児童解消に引き続き努めて参ります。又、安全安心な保育環境の整備、保育士の働きやすい環境づくりに取り組み、保育人材を確保し、保育の充実に努めて参ります。

（３）母子保健の充実

母子保健については、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援、子どもの発達支援に努め、子育てについて相談が行える環境を整えて参ります。

また、妊婦健診検査料、渡航費等を助成し、安心して出産ができる環境と母子の健

康を支援できる体制を整え取り組んで参ります。

子ども医療費助成につきましては、引き続き高校卒業までの通院、入院の費用を無償化し、子育て世代の経済的負担軽減を図って参ります。

(4) 障がい者福祉の充実

障がい者福祉につきましては、地域において必要なときに適切な支援と自立に向けて社会参加の促進を図るため、体験できる環境整備と就労支援を合わせた取り組みの推進や、家族が安心して暮らせる地域で支える仕組みづくりを推進し、障がい者福祉の充実に取り組んで参ります。

又、重度の心身障がい（児）者又は寝たきり老人を本島へ搬送する時の自動車航送運賃の一部助成、人工透析患者に対しては通院に要する交通費及び宿泊費の一部助成を行い、負担軽減を図って参ります。

また、支援が必要な幼児、児童、生徒については、住民福祉課及び教育委員会が連携し、発達障がいに対する理解を深め、早期から適切な療育相談を実施して、幼児、児童、生徒の円滑な就学援助に努めて参ります。

(5) 保健・医療の充実

村民の健康につきましては、特定健診受診率向上を図るため、保健指導体制を整え、健診結果を説明する機会を設け、自身の健康状態の把握、食生活改善に向けた栄養指導、料理教室の開催、生活習慣病対策に取り組んで参ります。また、要医療者への受診勧奨、未受診者へのアプローチなど、健康に対する意識付けや動機付けを図り、運動教室や健康フェアを通し、村民が健康に暮らせる取り組みを推進して参ります。

予防接種についても、住民が受診しやすい体制を整え、任意予防接種を継続して、感染症対策に努めて参ります。また、新型コロナウイルス感染症は類をみない感染力で大規模に感染が広がり、本村においても感染者が確認されたことから、感染防止対策の徹底、ワクチン（追加）接種の推奨、PCR検査体制を強化し、早期終息とまん延防止に取り組んで参ります。

4 生活環境の充実について

(1) 道路の整備について

村では現在、チヂン線、上仲田線、南風原線、潮平間線の計4路線の道路改良及び整備を行っております。

県の補助予算の配分額に合わせる形での工事施工となっていることから、長いものでは着工から数年が経過した路線もあり、村民の皆様をはじめとする利用者の皆様にご迷惑とご不便をお掛けしております。

しかしながら、道路整備事業については、交通の円滑化や利用者の安全確保等、私達が生活していく上で、欠かすことができない重要な社会資本の整備でありますので、改めて利用者の皆様にはご理解とご協力をお願い致します。

さて、国においては、平成30年国土強靱化計画が閣議決定され、災害に強い国づくりがスタートし、都道府県や地方自治体においても本計画に基づき、それぞれの地域の実情にあわせた大規模災害への取り組みが求められるようになりました。

ご承知のとおり、道路は災害時における人命救助、災害復旧物資の搬送等、最も重要なライフラインの一つと言えます。本村は県道、村道、農道等島全体に道路網が整備されております。このような道路一つ一つが、災害時には重要な役割を担うこととなります。

以上のことから、今後の道路整備事業については、大規模災害への対応も念頭におきながら計画的に整備を行って参ります。

(2) 上下水道の整備について

①簡易水道事業の整備

人が生きていくために最も大切なものは「水」と言われております。飲み水は勿論のこと、工業、農業、医療等、様々な分野において水は欠かすことのできないものとなっております。

特に、飲料水については、近年の技術的な革新により、より質の高い水道水が提供できるようになりました。本村における水道事業は、屋那覇島と具志川島を除く島全体を給水区域として各施設が整備され、村民の皆様に安定的に水道水が供給できるようになりました。しかしながら、近年では施設の老朽化に伴う漏水が頻発し、有収率の低下を招いております。

このことを解消するために、今年度も昨年度に引き続き、水道施設の再整備事業を展開して参ります。

また、沖縄県企業局による水道用水供給事業が、いよいよ令和4年8月を目処に供給開始されることに伴い、水道水の料金改定を検討いたします。

②農業集落排水事業の整備

本村の農業集落排水施設は、ほとんどの設備において耐用年数が経過し、老朽化に伴う劣化が顕著に現れ、維持管理費の節減対策及び計画的な補修・改築の施設更新整備が必要となっています。

そのような中、伊是名地区と勢理客地区の施設を整理統合した「伊是名西部地区」の更新整備が令和3年度に完了しました。

今後は、環境負荷の低減並びに生活環境の改善が図られることとなります。

次に、新たな地区として仲田区、諸見区、内花区を対象に伊是名東部地区として、建設予定地の再検討を含め整理統合が可能かどうか集落説明会を通して合意形成を図って参ります。

(3) 環境衛生対策の推進（廃棄物処理の展望）

私達は、日常生活や様々な生産活動から、多種多様なごみを排出します。このような廃棄物は法律の基準に基づき適正に分別処理を行う必要があり、本村においては、平成23年度から供用を開始しましたごみ処理施設がその役割を担っております。

しかしながら、建設から11年が経過した当該施設については、維持管理に係る経費が年々増加傾向にあり、村財政運営の大きな課題となっております。このことを踏まえて、今後は、補助事業を活用した基幹的設備の修繕を行い、施設の延命化に取り組んで参ります。

続いて、墓地等の整備についてご説明申し上げます。

墓地や納骨堂、合葬墓の整備については、村民のみならず郷友の皆様からも要望をいただいております。村民誰もが人生の終焉に不安を抱くことなく安心して暮らせる村づくりのためには、墓地等の整備に関する基本的な計画を策定する必要があり、令和3年度に、村墓地基本計画策定委員会へ諮問し、その答申を受け、「伊是名村墓地基本計画」を策定しました。

本計画は、村民アンケートを参考に、広く村民等の意見を反映した内容となっております。将来にわたる墓地行政の指針となるものです。

このようなことから、村民等から要望があります墓地等の整備については、この計画に沿って中長期的な計画の下、整備を進めていきたいと考えております。

5 交通通信体系の充実について

(1) 船舶運航事業について

本村と沖縄本島を結ぶ海上交通手段として、「フェリーいぜん尚円」が1日2便運航しており、利用者の利便性向上に努めているところです。

昨今の原油高騰により燃料経費の負担が大きくなっているものの、船舶運航事業は、旅客、生活物資の輸送など本村のあらゆる経済活動の基盤となっており、重要な役割を担っています。今後も村民の財産であるフェリーの適正な維持管理に努め、事業の健全運営を目指して継続的に取り組んで参ります。

また、荒天時の仲田港における係留・停泊ができない場合の仲田港補完バースの整備については、農林水産関係予算において、伊是名漁港勢理客地区で、平成29年度から岸壁の施工が開始され、令和2年度からは浚渫工事が始まっており、今年度においても引き続き浚渫工事が行われ、着実に整備が進んでいるところであります。整備完了後は、仲田港の波浪状況による欠航が改善され、船舶運航の円滑化・効率化が図られるなど、村民はじめ、観光客等の利便性向上に繋がるものと期待しているところであります。

(2) 伊平屋・伊是名架橋の早期実現について

伊平屋・伊是名架橋建設については、県において土質調査、環境面の調査に取り組み、環境保全等の更なる調査研究が必要とのことでありますが、早期実現の夢が着実に前進しているものと期待しているところであります。

今後も、両村民が一体となって早期実現の機運を高めることは勿論ですが、架橋建設促進協議会を中心に関係機関への要請等を継続的に実施し、事業化推進活動を展開して参ります。

(3) 地域公共交通について

地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや活力ある地域の振興を図る上で、「移動」は欠かせない存在であります。

しかしながら、近年の人口減少などにより「民間の交通事業者が収益を確保できる形で公共交通を担う」ということが難しくなっている中で、地方公共団体が中心となり、多様な関係者が連携することで、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要となっています。

本村においても、運転のできない高齢者や障がい者などの交通弱者が、居住地と各

施設を結ぶための交通手段の確保は重要な課題であり、持続可能な交通体系の確立が不可欠であります。今年度も交通弱者対策として、免許を返納される高齢者等を対象とした電動カート購入補助事業を通し、利便性を図って参ります。

6 消防・防災緊急体制について

いつでも、どこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、今後の防災体制を強化していく必要があります。特に各集落における体制は、住民の高齢化の進展や連帯意識の希薄化により、災害時での対応力の低下が懸念されています。防災体制の強化を図るには公的な取組だけでなく、住民一人ひとりの災害に対する意識を高めるための取組や住民同士で助け合う体制づくりに努めて参ります。

また、住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、主体的に避難行動をとる必要があるため、住民の適切な避難行動を促すために、全国各地における事例やその特徴を整理し、参考にできる形で周知して参ります。

なお、地震津波避難訓練も継続的に実施し、避難場所や避難経路等の再確認や訓練後の検証を行い、地域に合った避難方法等を確立して参ります。

令和3年度に策定した「伊是名村国土強靱化地域計画」に基づき、大規模自然災害等に備え、いかなる災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化の推進を図りながら備蓄食料等についても、年次的に整備して参ります。

また、災害時の指揮系統や情報発信等の防災拠点としても重要な施設である役場新庁舎については、本年度から建設が始まりますが、災害時等における緊急出動体制の環境を整備するため、消防ポンプ車及び急患搬送車や資機材倉庫等の他、消防団の活動拠点なる機能を備えた消防団拠点施設を整備して行く必要があることから、財政負担等も踏まえながら進めて参ります。

7 定住環境の充実について

本村は5つの集落から成り立っており、それぞれの集落では豊かなコミュニティーが形成されていますが、近年の人口減少により地域コミュニティーの維持や村内各産業の担い手不足に深刻な影響を及ぼしていると認識しております。

人口減少は、村勢に大きな影響を与え、その対策は長期的かつ最重要課題となって

います。

誰もが住みたい、住み続けたいと思える村づくりを実現し、人口減少に歯止めをかける解決策の一つとして、定住促進住宅の整備を計画的に取り組んで参ります。

また、若年層への結婚・子育て支援の充実を図るため令和元年度から創設された祝い金制度は、これまで結婚祝い金12組、出産祝い金29組の支給があり、若者世代の定住促進に確実に繋がっているものと確信し、今後も継続して参ります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により活動を自粛せざる得なかった集落に対して、地域交流により活気を取り戻していけるようコミュニティー活動備品等の整備を引き続き支援して参ります。

8 健全な行財政運営について

直近の令和2年度決算では、実質公債費比率が6.7%と改善されていますが、財政力指数においては、「1」以上が好ましいとされている中、0.11%とまだまだ厳しい状況にあります。

また、経常収支比率は70%台が好ましいとされていますが、本村は、90.7%と厳しい状況であります。

安定的で健全な財政構造の構築を目指し、より一層高いコスト意識を持って経費全般にわたる縮減合理化を図り、負担の公平性を保ちながら、持続的かつ効率的な財政基盤の確立に取り組んで参ります。

また、北部振興事業や沖縄振興特別推進交付金などの高補助率の事業を活用し、財政負担の抑制に努めながら、近年複雑・多様化する社会情勢や村民サービスの維持・向上を図るために職員の意識改革や政策形成能力向上に向け取り組んで参ります。

おわりに

令和4年度の村政運営にあたっての所信の一端と主要施策の概要を申し述べましたが、厳しい財政状況下において、最少の経費で最大の効果が得られるよう、限られた予算を最大限に活用し、第5次伊是名村総合計画の基本目標の実現に向けて、議員各位並びに村民の皆様のご支援とご協力を頂きつつ、精一杯努力する所存であることをお誓い申し上げて、令和4年度の施政方針と致します。

議長（宮城安志）

これで令和4年度施政方針説明を終わります。

日程第6

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。全議員による村内視察については、3月17日午前9時30分より行いたいと思います。

さらにお手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、3月17日午前9時30分より、全議員により村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時31分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7

議案第1号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第1号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,269万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億7,967万6千円とするものであります。

今回の補正の主なものは、不用見込額や最終支出額を見越して関連する歳入歳出予算を増減するものであります。

歳入につきましては、1 款村税で 8 3 4 万 2 千円の増、7 款地方消費税交付金で 3 5 1 万 7 千円の増、1 0 款地方交付税で 4, 5 0 0 万円の増、1 4 款国庫支出金で 4, 5 1 3 万 9 千円の増、1 5 款県支出金で 1, 7 1 5 万 1 千円の減、1 9 款繰越金で 1 億 1 6 6 万 6 千円の増、2 1 款村債で 1 9 4 万 2 千円の増額となっております。

その主な内容としまして、1 款村税では収納見込率の上方修正等による増額、1 0 款地方交付税では、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付による増額、1 4 款国庫支出金では非課税世帯臨時特別交付金事業費補助金の計上、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増額、1 5 款県支出金では、沖縄振興特別推進市町村交付金にて予算執行調査を踏まえての増額、1 9 款繰越金で前年度繰越金の全額計上、2 1 款村債で臨時財政対策債の減、それぞれの事業費の不確定による増額及び減額となっております。

歳出につきましては、1 款議会費で 2 4 7 万円の減、2 款総務費で 3, 7 9 3 万 7 千円の減、3 款民生費で 2, 4 8 6 万 5 千円の増、4 款衛生費で 1, 8 9 3 万 8 千円の減、5 款農林水産費で 1, 3 3 4 万 8 千円の減、6 款商工費で 4 2 万 5 千円の減、7 款土木費で 6 2 万円の減、8 款消防費で 3 2 万円の減、9 款教育費で 1, 2 8 1 万 7 千円の増、1 1 款公債費で 1 7 8 万 3 千円の減、1 2 款諸支出金で 2 億 2, 0 8 5 万 6 千円の増額となっております。

その主な内容としましては、1 款議会費では新型コロナウイルス感染拡大の影響で研修会等の中止による旅費等の減額となっております。2 款総務費では人件費や旅費等の減額、屋之下用地整備事業で未完了分を減額し、令和 4 年度予算に計上しております。

また、沖縄振興特別推進交付金費や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費で予算執行調査を踏まえての減額補正を行っております。

3 款民生費では、子育て世帯臨時特別支援事業費の増額や非課税世帯臨時特別給付金事業費の計上となっております。

4 款衛生費では、予防費にて新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の減額、環境衛生費にて簡易水道事業特別会計への繰出金の減額となっております。

5款農林水産業費では、県営事業負担金等の減額となっております。

9款教育費では、人件費等の減額や小学校建設費にて工事請負契約の増額となっております。

11款公債費では、公債費繰上償還に関わる元金等の減額となっております。

12款諸支出金では、船舶運航事業特別会計への繰出金の増額や財政調整基金費への積立金の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それではまず35ページ、財産管理費の屋ノ下用地整備事業の807万3千円の減、それと16節公有財産購入費627万9千円の土地購入費の減ということでもありますけれども、この理由ということと、それからいま土地購入がどのような状況になっているか。簡単に言いますと、どのぐらいの割合まで購入がきて、今回はこれだけの購入予定をしていたものが買えなかったと、主な理由等について、ひとつご説明をお願いします。

それから67ページの社会教育総務費、青年団協議会への負担金がマイナスになっておりますけれども、青年会活動してなかったのか。その辺の状況の説明をお願いいたします。

それから68ページ、給食センター運営費、賄材料費180万円の増、いま学校もこれからないと思うんですけれども、賄費が180万円どうして必要になったのか。以上のことについてお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

ただいまの質問にお答えいたします。主だったものなので、土地購入費の内容でお答えしたいと思います。

まず、当初予算計上したときの予定が残の14人分ということで予算計上しておりますが、そのうちの6人分が購入完了しましたということでございます。

取得率と申し上げますか、全体の94.7%の買い上げが終了したということです。残りは補正で減して新年度予算に計上ということです。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。まず、青年団協議会の活動費の減なんですけれども、議員がおっしゃったとおり、活動の場、実績がないということで、次年度に計上したいということで今回は減にしております。

次、給食センターの賄材料費が上がっているということなんですけれども、一つは物価の上昇もあります。そして給食一食当たりの単価が予算計上したときよりも若干低めで単価の方が取られていて、それが原因であります。一食当たりの単価が若干上昇したということで、その分、賄材料費が不足しているということです。それと物価の上昇分と、この二つが主な原因となっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

1点目の公有財産購入費94.7%ということなんですけれども、毎年相続絡みとか、非常に難しいものを行っているんだろうなと思っているんですけれども、これは来年から事業が本格的に埋立と言いましょか、仮置きが始まるのではないかと思いますけれども、そういった事業への差し障りとか、その辺

はいま残っている分でないのか。その辺、場所が点在している状況で、課長が把握している範囲でいいんですけど、差し障りとか、そういったのはいまのところないのか。そこの方をもう少し詳しく説明できるのであれば、お願いします。

それから青年団協議会のことにつきまして、これも10年ぐらいつつと同じ問題が出ているのではないかと考えておりますので、ぜひ青年団の復活、そういったことの指導の方をぜひ行っていただいて、これから余計コロナ禍過ぎでの復興には青年会の力も必要だろうと思いますので、そういった指導をやっていただいて、ちゃんとした活動ができるようにぜひお願いしたいなと思います。

それから賄費、いま課長から理由いろいろあったと思うんですけども、単価が上がったのであれば、毎月の請求書でお金が足りなくなった時点で補正すべきだったと思うんですけども、今回、3月でこれが来るということは、実際には精算でお金がなくなりましたというふうな話でしか聞こえないんですけども、その辺これは管理している職員の方に毎月本当でしたら足りない状況が出ているはずなんだけれども、最後まで引きずってきてお金が足りませんでしたというふうなことになっているのではないかとと思うんですが、もし、そういうのであれば、今後ぜひ改めて、その時点で補正をかけて、足りない分は前以て予算措置すべきだと思いますので、課長その辺の取り組みについて、もう一度答弁をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

屋ノ下の土地の件でお答えいたします。議員おっしゃるように、この屋ノ下地区という範囲の中でまだ未購入が点在はしておりますが、購入済みと未購入という色分けで図面化して、県の方と調整して、いま埋立は既に始まっております。

購入済みが94%ありますので、その範囲で作業に影響はないのかなど、その間に購入の業務が進められるのではないかと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

次に教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。議員から指摘がありましたとおり、執行状況をよく確認して、その都度その都度、足りない分については補填し、今後対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

私の方から46ページお願いします。扶助費の障害福祉サービス100万円計上されていますけど、説明の方をよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

仲田正務議員の質問にお答えします。自立支援給付費、これは障害者福祉施設等々にいる方たちのサービス利用料になります。毎年、給付費は増減がありまして、今回試算しますと100万円程度足りないということがわかりましたので、今回計上させてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

2点ほどお伺いします。歳入の19ページ、まず地方交付税、いま村長からいろいろ説明は受けております。この情報も国の補正の方で交付税が配分されているということを私も確認、聞いてはいますけれども、やはりコロナ禍の厳しい中で、国の方からこのような交付税が交付されていることだとは思いますが、そういったことがなかなかない現状ではありますけれども、コロナ禍の中でそういったことがある要因というのは何なのか。その辺りをちょっと確認されているんでしたら説明を求めたいと思います。

そして先程宮城議員からあった67の社会教育の青年団の件について、これ

は私2～3年前にも質疑しているとおりですけれども、今回もそういう形で減額にしたということは、活動がなかったということをお説明していますけれども、もう一度別の側面から変えて質問しますが、皆さん、こういった補助金などを補助するにあたって、実績報告はもちろんのこと、事業計画書等々は取られていますかどうか。

前回の前任の方からの答弁は、実績がなかったということで私は受けたんですけども、その後、いまの答弁に対して改善されてない気がします。もう一度お伺いします。この2点お願いします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。議員質問の地方交付税、いまおっしゃるように国の補正予算で今回追加交付があったものであります。その内容としましては、いまおっしゃったとおり臨時経済対策費ということで3,000万円余り、それから市町村財政の対応をしていくために、そういった基金とか、償還に充てるといって、臨時財政対策債の償還の基金ということで1,100万円余り、それからまた調整賦課これは少額ですけれども、90万円余りということで、合計4,500万円計上させていただいております。なかなかこういった追加というのがないというのは聞いたことはないんですけども、交付税、それを今回計上しておりますけれども、そういった対策に充てていきたいと思っております。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。議員指摘のとおり、本年度も青年団協議会に対していろいろアドバイスしたりとか、そういった感じのものは今回行って、特に活動するようとか、そういうふうなことは行っておりません。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

地方交付税の件、これは国の方も考えてもらって、これは厳しい町村にとっては助かっていると思います。ぜひ、頑張ってくださいと思います。

それではいまの課長の社会教育の青年団の件、行っていませんで、新年度予算も計上するというので、補助金規程等々もあると思いますよ。それも無くして、補正も都度都度いまやっていますという答弁があったんですけれども、いかがなものでしょうか。そういう体制でいいのでしょうか。もし、予算化もするんでしたら、大至急事業計画をやるべきじゃないですか。どうですか、やりますか、やらないですか。その辺りをちゃんと踏まえて、結局は同じことが続きます。指導もしてない、そういった手続きもされてない、規程もされてないで予算を語るということは、ちょっといかがなものかと思います。やるかやらないか、答弁願います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。青年団の活動は島民にとってもとても重要なものだと考えております。それで新年度の方においては、いま言ったようにちゃんと手続きを踏まえて活動もできるだけやるようにということで促していきたいと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号・令和3年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,170万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,265万1千円とするものであります。

歳入につきましては、1款国民健康保険税で79万7千円の増額、5款国庫支出金で15万5千円の増額、6款県支出金で3,857万4千円の減額、9款繰入金で1,408万3千円の減額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で旅費や総合事務組合負担金等の減により30万4千円の減額、2款保険給付費で一般被保険者療養給付費や高額療養費、出生育児一時金で4,342万円の減額、10款予備費で798万1千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は、討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第3号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第3号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,926万9千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰入金で816万3千円の減額、5款繰越金で841万3千円の増額、7款村債で360万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で86万円の減額、2款事業費で339万円の減額、6款予備費で90万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであり

ます。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第3号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第4号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第4号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ247万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,798万8千円とするものであります。

歳入につきましては、2款県支出金で187万2千円の減額、3款繰入金で10万円の減額、6款村債で50万円の減額となっています。

歳出につきましては、1款総務費の総務管理費で18万円の減額、2款事業費で290万9千円の減額、6款予備費で61万7千円の増額となっています。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「異議なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第4号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第5号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第5号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ38万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,599万9千円とするものであります。

歳入につきましては、1款施設使用収入38万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款事業費で157万4千円の減額、2款予備費で119万4千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。2番、宮城義秀議員。
2番（宮城義秀議員）

それでは1点、5ページの施設使用料、物産センター使用料42万円の減となっておりますけれども、その説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

宮城義秀議員のご質問にお答えします。物産センター使用料42万円の減に

ついて、昨年の4月からまん延防止、そして9月の緊急事態宣言において、港湾施設の入客数の激減のために、この施設の方に入られている方々の経営がちょっと厳しいということで、施設使用料の半年間、半額の減免措置を行いました。その分の減額分が42万円となっております。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

コロナ対策として家賃も施設使用料の半年分を援助したということで、わかりました。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

6ページの修繕費146万1千円計上されているんですけど、これは執行できなかった理由の説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

仲田正務議員のご質問にお答えいたします。修繕費160万円の減額ということで、修繕費の方を当初予算の方で多めに組んでいて、何分年数の経過した施設ですので、突発的なことが発生したらすぐ修繕できるような体制で予算を組んでおりました。その分で、今回、修繕する箇所が思ったよりも少なく減額しております。

議長（宮城安志）

ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第6号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第6号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,590万2千円とするものであります。

歳入につきましては、1款事業収入で新型コロナウイルス感染症蔓延防止に伴う本村への往来自粛等の影響により、4,536万4千円の減額、3款県支出金で711万8千円の減額、5款繰入金で3,318万5千円の増額、6款繰越金で790万1千円の増額、7款諸収入で484万2千円の増額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で人件費等により389万7千円の減額、2款船舶費で人件費423万7千円の減額、6款予備費で158万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第3号）を、地方自治

法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、1ページ、事業収入で4,536万4千円の減、それから一般会計繰入金で3,318万5千円の増ということになっているんですけども、コロナで運航が非常に厳しかったということだとは思うんですけども、コロナも既に足かけ3カ年になって、航路会計上、補助が見込まれるはずなんですけれども、これとの関係はどのように計算しているのか。担当課長の方から説明お願いできますか。

ちょっとわかりづらいですかね、航路会計で赤字が発生した場合、国、県の補助が入りますよね。確か半年ずれだったと思うんですけども、去年の分は今年既に補助金が加算されているのかなど。

昨年の航路会計で行った分は、足かけ3年目ですので、今年の方に入ってくるのではなかったかと思うんですが、単年度の今年の方の計算は、12月に終わったんですか。

今年の方が12月にたぶん終わったと予想されるんですけども、そこの方において、どのぐらいの補助金が見込まれたのか。今年3,300万円、一般会計で穴埋めしますよね。その分の半年分のずれで、来年度にたぶん加算されて補助金として入るはずなんですよ。村が負担した分、満額ではないんですけども、航路補助の方で確かに補填されるのではないかと思うんですけども、その計算、比較して、来年は航路会計だけでどのぐらいの補助金が入ってくると予想されていますか。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。航路補助については、10月から9月までということで、半年ずれでももちろん計算されているのはご承知だと思います。

昨年、今年も含めて確定が3月末ぐらいということで、そのときでどれぐらいの補助とある程度予想はつくんですが、確定ではないので、とりあえず一般会計からの繰出しで対応して、補助確定を受けて、また、次年度の予算等々で繰出金の減額等々の調整を行うという形で予算は組んでおります。

予想ですね、これは昨年もよめなかったんですが、航路補助でこれは内々の計算ですが、国からは4,300万円程度、県で4,900万円、ただし、昨年は国が追加で補助を増額した分、また、県と市町村は減っていたという経緯がありますので、実際この数字が確定ではありませんので、参考までに。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

昨年度の航路補助金が国が約5,800万円、県が2,800万円、とりあえず9,000万円ぐらいということになったと、この9,000万円というのは、今年の方に入るのではないですか。

昨年の9,000万分が、私たちの一般会計年度で言えば、今年の方に入っていないのか。さらに1年遅れて来年度に入ってくるのか。なぜかと言うと、ここに国庫補助がないものですから、そういうことも含めて再度説明をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。航路補助は、昨年決定した分は昨年の予算に入ってくるような形になります。大体5月末に基本的には入ってくるという形になります。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時25分

再開 午後 2 時 3 0 分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これから議案第 6 号・令和 3 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号・令和 3 年度伊是名村船舶運航事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 3 2 分

再開 午後 2 時 4 5 分

議長（宮城安志）

皆さん、起立をお願いします。

（黙 禱）

黙禱なおれ、着席。

休憩 午後 2 時 4 6 分

再開 午後 2 時 4 7 分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1 3

議案第 7 号・令和 3 年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第 1 号）を議

題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第7号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ728万8千円とするものであります。

歳入につきましては、2款寄附金で160万円の増額、3款繰入金で398万3千円の減額、4款繰越金で179万4千円の増額、5款諸収入で94万8千円の減額となっています。

歳出につきましては、1款総務費で15万円の増額、2款事業費で364万2千円の減額、3款積立金で195万5千円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから議案第7号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第18号・伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第18号・伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例を別添のように制定したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する事並びに職務に専念する義務の特例に関する事をまとめて規定するため、この条例を提出します。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第18号・伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第18号・伊是名村教育長の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第19号・伊是名村教育支援委員会設置条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第19号・伊是名村教育支援委員会設置条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村教育支援委員会設置条例を別添のように制定したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名村教育支援委員会の設置にあたり運営に関する必要事項を規定する必要がある、この条例を提出します。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

条例の見出しの作り方なんですけど、先程の条例も含めても、先程のものは既に終わったんですが、伊是名村の条例を作る場合、既にある条例を改正する場合は条例の一部改正、あるいは条例の廃止等の文言等及び今回の場合は、これまでなかった条例を新しく作るわけですから、例えば、いまの場合でしたら、伊是名村教育支援委員会設置条例、これだけで止めるのではなくて、これまで条例なかったわけですから、新しく条例を作るとなると、条例の制定、これが

ら作るわけですので、ぜひ制定を見出しに謳ってほしいと思いますけど。

例えば、これは条例等が完成されて、列記されて、議会だより等に載せる場合も、この条例の制定、一部改正、あるいは廃止、こういう文言をぜひ載けないといけないわけですよ。これがない場合は、例えば設置条例ということで、すぐ切られますので、条例、これなかった条例なのか、あるいは既にあった条例なのか、その辺がわからないですので、ぜひ、条例の頭に、条例を新しく作る場合は制定、これをぜひ見出しにつけていただきたいと、これを要望して質問を終わります。これについて総務課長、ぜひご検討、答弁よろしく願いたします。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いま議員からあった質問については、始まる前にそういった議論をちょっと行った経緯がありまして、これまで慣例どおりやってきたということで、今回そういうふうに提案させていただいております。

この経緯に関して、もう一度上司とも相談しながら、また各他市町村のものも参考にしながら、いまおっしゃったわかりやすくという点では、制定を入れた方がいいのかなと思いますので、その辺また検討して、今後その以後に整理していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは文言のうたい方なんですけど、これまでいろいろな行政経験もしたということも含めて、ネットや、あるいは地方自治法等を参考にして勉強したら、ぜひ、これは答えるべきだということがありましたので、なかったものを新しく作るわけですから、頭の方に制定は、ついてという別に問題ないですよ。新しく作る場合は制定すると、これまで全然なかったわけですから、そういう謳い文句はかがみの方に、件名、これがそのまま議事結果として条例可決、あるいは承認と、こういうふうな感じで頭の方が載りますので、ぜひ、今後、この

条例関係はたくさん出てくるとお思いますので、条例の改廃、一部改正、廃止、あるいはいま言う制定は載ってきますので、ぜひ、今後こういう文言を付け足して、作るものは制定、改正するものは改正、例えば、その中でも既にあるものについては、条例の一部改正と、あるものの改正について、一部改正というのが出て、一部改正が出てこない、と、文言の書き方をぜひ今後ご検討させていただきますようお願いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号・伊是名村教育支援委員会設置条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号・伊是名村教育支援委員会設置条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16

議案第20号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第20号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村国民健康保険条例（昭和48年伊是名村条例第10号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和３年政令２２号）の改正（令和４年１月１日施行）に伴い、伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する必要があり、本案を提出するものであります。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから議案第２０号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第２０号・伊是名村国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第１７

議案第２１号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第２１号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村国民健康保険税条例（昭和４８年伊是名村条例第１１号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられるため、伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、この条例を提出するものであります。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから議案第21号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号・伊是名村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18

議案第25号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第25号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年

条例第19号)の一部を別添のように改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条例の一部改正する必要がある、この条例を提出するものであります。よろしくお願いします。

議長(宮城安志)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第25号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第25号・伊是名村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第19

議案第22号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第22号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例の提案理由の説明をいたします。

伊是名村定住促進住宅条例（令和２年条例第５号）の一部を別添のように改正したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。

令和４年３月１１日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、定住促進住宅仲田２号棟、内花１号棟の建築完成に伴い、伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する必要がある、この議案を提出するものがあります。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略します。

これから議案第２２号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第２２号・伊是名村定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第２０

議案第２４号・伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第２４号・伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の提案理由の説明をいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき別紙のとおり議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年6月12日法律第45号）が公布され、公布の日から起算して6月を経過した日である同年12月12日から施行されることから、新たに伊是名村議会議員及び伊是名村長選挙における選挙運動の公費負担について、村の選挙における立候補に係る環境改善のため、条例を定める必要があり、この議案を提出するものであります。よろしくお願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時16分

再開 午後3時18分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認め、討論を省略いたします。

これから議案第24号・伊是名村議会議員及び伊是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第24号・伊是名村議会議員及び伊

是名村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。令和4年度の当初予算説明会のため、3月14日（月曜日）と3月15日（火曜日）は休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、3月14日（月曜日）と3月15日（火曜日）は、休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後3時20分）

令和4年第1回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和4年3月16日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年3月16日	10時30分	議長	宮城安志
	散会	令和4年3月16日	15時26分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席7名 欠席2名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	欠席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	出席
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮正徳	1番	前川秀和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年3月16日

令和4年度伊是名村一般会計予算
令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算
令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算
令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算
工事請負契約の変更について（伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事）
伊是名村総合計画（基本構想）の策定について
指定管理者の指定について（伊是名製糖工場季節工員宿舎）
専決処分の承認について「定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築一式工事（R2）」
専決処分の報告について「村道南風原線道路整備工事（R3-1）」
専決処分の報告について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区）」

令和4年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和4年3月16日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第8号	令和4年度伊是名村一般会計予算
2	議案第9号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算
3	議案第10号	令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算
4	議案第11号	令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算
5	議案第12号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算
6	議案第13号	令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算
7	議案第14号	令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算
8	議案第15号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算
9	議案第16号	工事請負契約の変更について（伊是名製糖工場季節工員宿舎新築工事）
10	議案第17号	伊是名村総合計画（基本構想）の策定について
11	議案第23号	指定管理者の指定について（伊是名製糖工場季節工員宿舎）
12	承認第1号	専決処分の承認について「定住促進住宅仲田2号棟、内花1号棟建築一式工事（R2）」
13	報告第1号	専決処分の報告について「村道南風原線道路整備工事（R3-1）」
14	報告第2号	専決処分の報告について「伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区）」

議長（宮城安志）

本日の会議を開きます。

（午前10時30分）

ただいまの出席議員は7名です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第8号・令和4年度伊是名村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第8号・令和4年度伊是名村一般会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村一般会計予算は、予算総則第1条から第5条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4,882万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」。

地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」。

一時借入金の借入の最高額は7億円、歳出予算の流用については、第3表のとおりとします。

予算総額41億4,882万7千円は、前年度当初予算額より12億8,476万9千円、44.86%の増となっております。

性質別内訳では、義務的経費で4,183万5千円、4.05%の増、投資的経費で12億4,871万5千円、152.25%の増、消費的経費で115万1千円、0.14%の減、その他経費で463万円、2.41%の減となっております。全体としては増額の予算編成となっております。

主な内容として、歳入につきましては、昨年度と比較して1款村税で村民税の収納見込み率の増や法人税の区分変更による減などで281万4千円の増、

10 款地方交付税で1 億5 0 0 万円の増、1 4 款国庫支出金で海産物陸上養殖施設整備事業補助金の計上等により、1, 6 8 7 万7 千円の増、1 5 款県支出金で通作条件整備事業補助金の計上や学校施設環境改善交付金の増により、3 億1, 5 0 9 万6 千円の増、1 8 款繰入金で財源不足を補うため、財政調整基金繰入金や庁舎施設整備基金繰入金等により5, 2 9 9 万9 千円の増、2 0 款諸収入で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業にて実施する伊是名尚円プレミアム付商品券販売収入の減等により9 1 6 万7 千円の減、2 1 款村債で新庁舎建設事業、小学校校舎改築事業等の財源として8 億1, 9 7 0 万円の増額となっております。

歳出につきましては、1 款議会費で4 2 5 万7 千円の減、2 款総務費で新庁舎建設事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等による6 億5, 2 1 2 万4 千円の増、3 款民生費で人件費や児童虐待、DV 対策等総合支援事業費等により2, 1 9 4 万1 千円の増、4 款衛生費でごみ処理施設維持管理費等の減により、4, 4 9 9 万6 千円の減、5 款農林水産業費で通作条件整備事業費等による3, 5 3 0 万6 千円の増、7 款土木費で社会資本整備総合交付金にて実施する南風原線の事業費増や道路メンテナンス事業費の計上により4, 5 8 4 万8 千円の増、8 款消防費で消防車庫整備事業費の計上により1, 3 8 1 万9 千円の増、9 款教育費で小学校校舎改築事業等により5 億6, 3 1 7 万3 千円の増、1 1 款公債費で前年度公債費繰上償還を行ったことなどにより、7 1 2 万6 千円の減となっております。

なお、一般会計予算の概要につきましては、令和4 年度施政方針1 9 ページ以降にも記述してあります。

また、予算総括表及び目的性質別予算内訳表も記述されておりですが、詳しい内容につきましては、当初予算書8 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

ご承知のとおり、本村は一般財源のほとんどを地方交付税や交付金などの依存財源に頼っている状況であり、尚一層の歳入確保に努めることが重要となっております。

併せて、歳出につきましても経常収支比率が依然高いことに加えて、定住促

進住宅整備、小学校校舎改築事業、新庁舎建設事業など、大型公共事業の実施予定となっていることから、計画的財政運営に努め、これまで同様に歳出削減に全庁あげて取り組む所存であります。

令和4年度伊是名村一般会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、私の方からは2点ほどお願いしたいと思います。いま村長からの説明のとおり大型予算となっている要因を2点ほど質疑していきたいと思うんですが、去年の予算より40億円台の予算となっております。

そこで65ページの新庁舎建設、そして149ページの学校建設、既に学校の方は建設が行われて、いよいよ念願の新庁舎の方も本年度から着手されます。

そのことについては、村民もかなりの関心がありまして、着手されることに對して、また、今後の工程などを私確認したいと思っていますので、まず予算の順位からすると、新庁舎が何月頃予定になって、いつ頃までの工程、大まかな形でよろしいですので、そしていつ頃、役場が移られるのか。大きな工程と言いましょうか、その辺りを教えていただきたいと思います。

そして小学校の方も既に現場中盤になっていますけれども、今後、新年度では、いつ頃完成を目途にされて、そしていつ頃、生徒たちがここで学校教育に入れるのか、その辺り大まかな工程と言いましょうか、説明をしていただきたいと思います。よろしく願います。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。新庁舎建設に関して、令和2年度から設計入りまして準

備してきたところであります。いよいよ令和4年度、新年度から5年度にかけて2カ年継続事業ということでいま予定しております。

4年度の早い段階、6月契約を目途に取り組みを予定しております。これから令和5年度の6月までには庁舎は完成、その後、移転等々、建築自体は完成するんですけど、その付帯工事もまた出てきますので、いま現段階では8月を引越しの目途にしております。以上です。

議長（宮城安志）

次に教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。小学校校舎建築は、いま完成予定が9月を予定しております。引っ越しの準備は夏休み期間中に細々としたものは整理しまして、9月以降、引っ越ししたいといま考えておりまして、その後にいまの現校舎、その解体作業に入っていきます。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

有難うございました。質疑するものではありませんけれども、ぜひ公共工事が今年、来年と中央付近が交通体制、あるいは現場体制がぜひ安全な形で取られるように、大型車両等々が行き来する環境になると思いますので、その辺りも役場の担当としては、工事に対して安全対策、指揮監督も強化して、ぜひ安全な工事が進められるように願っていますので、頑張ってくださいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは65ページ、新庁舎建設事業6億5,410万5千円の中、これと関連しているのか。12節委託料、県防災アンテナ支柱設計業務500万円、それから14節工事請負費、県防災アンテナ支柱工事1,500万円、この方は村の庁舎建設とどのような関わりがあるのか。それから県の防災アンテナとなっ

ておりますけれども、この方の負担区分、補助事業なのか、これは村事業なのか、県費とか、そういったものが入っているのか。

これは村の庁舎設計と全く別で設計が行われ、工事の方も別なのか、項目が別になっているから別だと思うんですけども、場所的にはどのような形でやるのか、お願いいたします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。この県防災のアンテナですけれども、これは現在、災害時等々の県との何といいますか、現状、庁舎の屋上に立っているパラボラが二つ見えると思うんですけども、それを庁舎移転に伴って移設することになります。

この設置されているアンテナ、確か平成29年に設置されているようなんですけども、当時の県との覚書によりますと、移転費用に関しては市町村が負担するという覚書が交わされております。

この新庁舎移転に伴って、これを庁舎の屋上にやるのかどうするのかということではいろいろ検討してきました。

新庁舎がどうしても高さが平屋建てということで、このアンテナ、地上から海拔と言いましょうか、現在50何メートルかちょっと記憶してないんですけども、アンテナの方が本部の中継局の方に向いていまして、この高さを維持しないといけないということで、庁舎の上の高さを調査したら23～24メートルぐらいの高さのアンテナの位置にくるとということで、これはちょっと現実的ではないという話になって、いま予定として地上の方に、支援センターの前の方に現場調査しまして、その方が位置的には妥当だろうということでいま予定しております。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時55分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

80ページをお願いいたします。伊是名島定住条件整備事業ですけれども、土地購入費600万円計上されていますけど、これ場所と面積の説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。現在予定しているのが内花と勢理客の2箇所、概算的な額ではあるんですけども、1箇所あたり300万円の2箇所ということで600万円を計上しております。

勢理客の方が東江ハツノブさんの向かい側ですか、現在、家が建っているところなのかな、そこが区の方から要望がありまして、面積はいまはっきり覚えてないんですけど、そこが候補として区からあがっていて、内花の方は確か以前、区の方から第2候補地として予定があがっていたところなんですけど、僕もいま地番とか、そこら辺、確認しないとわからないものですから、その2箇所になります。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

場所の方はわかりましたけど、場所の中の設置と言いましょうか、これはいま話聞いたら全部区長一人で決めたということで、また、いろいろ場所が悪いんじゃないかという村民の話もありますので、これ区長だけではなく、全部区の役員とか集めて、位置関係はちゃんと選定してもらいたいと思います。

あとこれから造る場所、これはちゃんと決めた方がいいかなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

ほかにありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは予算と関連する事項という考えでご質問いたします。昨日、予算説明で空港の場外着陸場、ここにサーキット場のこれは何スタンドでしょうか、あれが2～3年以上になり、村の財産だと思うんですが、無惨な姿の格好で置かれているわけですよね。そこは村の財産でもあるはずなんですが、この財産管理、あるいは今後どのような形でこれを修理するのか、あるいはどうするのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。昨日、予算の説明の中でも清和議員からあったんですけど、このメインスタンドは購入されたのが確か平成25年か26年ぐらいだと思います。それも外国の製品になっていまして、その頃、中古製品ということで導入されたみたいです。

それから僕が来たのが平成31年ですので、その時点ではいまの姿にありました。それから課の中でも補助金が絡んでいるのもあって、なかなか修理するにしてもかなり高額になるということで、財産処分の手続きをいま進めていたところではあるんですけど、そうすると購入したいという業者さんもあったんですけど、それをした場合は補助金の返還がそこには伴ってくるだろうということで、いろんな条件の整備というか、僕らの方で解決されないままいまの現状に至っているということではあるんですよ。

ですから、今後は財産処分、あるいはこれを直すとしたら単費での対応になると思いますので、そこら辺はまた安全性もちゃんと確保しながら、どれだけの費用をかけて修理する必要があるかどうか課の中でもいろいろ検討もしながら、今後進めていきたいなと思っています。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

ちゃんとした財産ですので、私から見れば、あの傾いた状態を直すだけでも何か非常にいい感じがするんですけど、あのままずっとほったらかすと、非常に見苦しい、私たちは村外からのお客さん来たら村内を案内しながら、こういう空港もいま現在ありますよということで連れて行くわけなんですけど、ああいう感じで何年もそのままの状態にすると、ちょっとイメージダウンにもなるなど、あるいは飛行機も申請があったら飛ばすでしょう、あるいはまた訓練飛行も要請があったら使わずでしょう、そういうふうな感じで廃棄ではなくて使っているわけですから、その辺は適正な処理の方法をぜひ考えていただきたい。あの状態では非常に見苦しいです。ぜひ、今後処分するなり、あるいは直すなり、適正な方法で財産も管理していただきますようお願いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

確認ではあるんですけど、毎年、伊是名伊平屋架橋建設促進の予算があげられていますけど、最近停滞していると思うんですけど、今年度、何か要請書とか、正式なことは考えているのか教えて下さい。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。この架橋の建設促進協議会の予算、ここ2カ年、コロナの影響もあったりして、視察等々、要請活動等々が停滞している状況であります。

実際、活動がなかったということで、2カ年間、3月定例会の補正で落として、今年度、令和4年度に計上して、今年度また要請活動等をいろいろやっていきたいなと今考えております。以上です。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

せっかく予算があるわけですから、要請活動ばかりではなくて、いろいろマスコミを使っていろいろ載せたりとか、いっぱい使って何らかのアクションはずっと起こして、県民とか、いろいろなところに知らせた方が早くなると思うんですけど、その辺は考えていないのですか教えて下さい。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

要請活動以外の活動、昨年でしたか、2カ年前から視察等々に行く予定してはいたんですけども、結局できなかったということで、いまおっしゃるようなPRと言いますか、こういった活動も今後やっていかなければならないというふうに思っています。以上です。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

この伊是名の架け橋が完成するまでは、こういった要請活動、いろいろPR活動が途絶えたらいけないと思いますので、ぜひとも目途がつくまでずっと続けていくような感じでよろしいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは78ページ、伊是名海岸環境整備事業、それから83ページ、海産物陸上養殖施設整備事業、この二つの事業についてご説明お願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。78ページ、伊是名海岸環境整備事業については、現在、伊是名ビーチで行われている農林の事業がほぼ完了に近づいたということで、伊是名ビーチにおいて植栽、また管理道路、そういった諸々の環境整備を行って、利用者、観光客等が利用しやすい環境整備を行うということで、令和3年

度繰越になるんですが、基本計画をいま実施しておりまして、4年度、新年度は実施設計、令和5年度に整備工事を行うという形の事業であります。

議長（宮城安志）

次に農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。この海産物陸上養殖施設については、昨年、議会の中で説明した内容のとおりではあるんですが、そこから一部、議会の皆さんと協議した後に集落説明会等いろいろ実施いたしまして、集落の中で集約型の方針をもって、基本計画を策定しようということの予算計上を今回させていただいております。

その中で、基本計画策定終了前後に再度また集落の説明会を実施しまして、その後、実施していかどうかの判断材料としていきたいと思っております。

今回の予算計上額の中で、国費が80%、村が20%持ちということで、今年度実施する予定でございます。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは伊是名海岸環境整備事業、これまで漁港改善で行っていた高潮対策事業の後継事業ということで認識しているんですけども、これは昨年の12月に補正で基本調査をいま実施していると、繰越にはなるというお話なんですが、このことは私は一般質問でも、前の仲田議員からも伊是名ビーチの植栽、この美しい海岸の保全については、いろいろと質問も計画も提案もさせていただきましてけれども、ここで村の方も養浜の管理はと、それに伴っていま植栽からいろんなことをやっていこうというふうに聞いておりますけれども、この基本計画、それから実施設計に伴って、ぜひ部落の意見とか、いろいろ村民や有識者なり、また観光関連の人たちの希望もぜひ聞いて、希望は全部通るかはわかりませんが、頑張って美しいビーチにできるようにしていただきたいと、このことはいま現状でも排水が不良で村道に砂が流れ出ていると、そういうことも非常に見苦しい状況でありますので、そういったことも全部対策が

できるよう、そしてまた広い養浜された浜では、ビーチバレーボール、ビーチサッカーなど、いろんなことが基本設計、そして実施設計に盛り込まれて、ぜひ、観光のスポットにできるように頑張っていたいただきたいと思いますので、ぜひ担当課の方はよろしくお願ひしたいと思います。

それから海産物陸上養殖整備事業、このことは昨年の12月に提案する手前で取り下げたという経緯がありますけれども、いま1月ぐらひにかけてアンケート調査も説明会もしたということでもありますけれども、各集落の説明会に参加した人数、それから皆さんが今度説明資料の中で訴えて、ちゃんと事業概要ということを出してきている中では、海水の取水場所から配水池までのポンプアップの配管工事を実施し、水道の旧配管を利用し、各家庭に海水を配り、シラヒゲウニの養殖を展開すると、いま農林課長は集約型を考えているというのであれば、こういった説明資料についてもぜひ直していただきたい。

そして旧配管を利用するということについては、村長は施政方針の中で近年では施設の老朽化に伴う漏水が頻発し、有収率の低下を招いている。そのため水道を近代的に整備するということをおっしゃっておりますけれども、これは説明会の中でも何回かあったんですが、漏水、そういったことが非常に懸念される40年ぐらひ経っている施設の利用というものには、各議員、非常に疑問に思っただけで12月で取り下げをお願いしたという経緯があると思うんですけれども、いまのお話では、それも含めていろいろ基本設計の段階でどうなのかということをお調べすると。

それでさらに説明会をして実施設計に踏み切るかを判断したいということをおっしゃっていますけれども、いまの予算2,320万円、この中には基本設計、それから実施設計まで含んで計上しているというふうには私は思っているんですけれども、基本設計で賛同者と言いましょか、希望する人たちがいると、そういうふうないろんな経済効果が見込めないとかと言ったときに、残りの金額、実施しなくてもいいのか。このことは12月でも少し取り下げの原因になったと思うんですけれども、補助金が返還できるのか。そういったものの担保はどうしているのかということで、そのときにお話したと思います。

そこについて、実施設計まではいまここに提案しているんですけれども、予

算が実施設計まで含んでいることを我々はいま承認してしまうと、議会も承認したのではないかというふうな懸念を持たれても非常に困る。ですので、ここは村長さんにも伺いたい。

基本設計で、それが合理性もないものともしなった場合、実施設計は行わない。そしてこの補助金は返すことができるのか。それも含めて答弁お願いいたします。

議長（宮城安志）

最初に農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。今回、予算計上している分については、実施設計は含んでおりません。基本計画だけです。基本計画の中に基本的な設計業務のメニューとして入れております。

先程申し上げましたけれども、基本計画の業務が終了する前後にまた再度集落説明会をして、そのまま進むのか、断念するのかという判断材料にさせていただきたいと思っているところです。

それから、その補助金の返還という話は、当然、業務を完了すればあり得ないこととなります。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

いま担当課長から答弁したとおりでございますけど、私共、村としましても、この事業はもずく、海ぶどう、アオサに次ぐ第四の産業になり得るというふうに判断をしております。と言いますのも、これまで他地域で試験的に養殖をしていた方が、これは今後とも有望株であるということで、事業を拡大して生産拡大したいということで取り組んでいるという情報もありまして、ぜひ私たちもそれを参考にしまして、島の水産業振興のためにやっていきたいと、そして老朽化した水道施設については、これはなるべくこれを避けて、そして使えるような管を利用してやっていきたいということで、いままずは基本設計に至るまで地域住民の皆さん方の意見を拝聴して、それを反映させたいというふうに

考えております。

議長（宮城安志）

宮城義秀議員の質問は、既に3回になっておりますが、会議規則55条の但し書きの規定により、特に許します。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

有難うございます。私もこの事業につきましては、昨年この事業が計上と云いましょうか、役場の方から提案される前に議員の方も視察を入れて、このウニ養殖は今後伸びるのではないかということで、浦添や宜野湾、先進地で養殖を実施しているところを視察に行く予定だったんですけども、そのときは軽石でしたか、それでフェリーが止まって、実際には視察にも行けなかったと。

議員の方もこのウニ養殖自体には期待はしているんです。ただ問題は、みんなが疑問にと言うか、心配しているのが古い水道施設を利用するというこの一点で、どうしても経済効果、費用が嵩むのではないかと、これを全集落にやると、そういった大きなことが心配で、それよりは集落単位でやりたい方を募ってやった方が費用もかからないだろうと、そして安心してできるのではないかという思いで、みんな心配して議員の方からは、去年の12月にも旧水道施設を使うのには疑問があるということでやりました。

ですから、基本設計、そこではこの旧施設を利用した場合、そして新たな施設を利用した場合とか、そういったことをぜひ調べて、今後の事業をする上で、継続できるような事業にしていきたい。でないと、村の中央から自動的に流れると、夢のような話ではあるんですけども、費用も相当維持費にかかるだろうと、私たちはいま水道の現状をもってもそう思っているわけです。そういう疑問、心配をしているということをぜひ村当局にもわかっていただいて、村長からもあったように、新しい養殖、もずくに代わるもの、これについては非常に私たちも夢を持っております。

ですから、成功させる意味でも、その疑問はぜひ払拭していただきたい。そういうことで、私からはそれをお願いして、この質問。

また、先程もあったように基本計画、そういった調査がある一程度できた範囲でもぜひ議員にも説明会あたりを持って、できるだけ私たちも新しい産業、

養殖事業というのはみんなほしいわけです。それが一致して取り組めるように、ぜひ説明、そういったものの情報の開示もお願いして、私の質問は終わります。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方から2点ほど確認というか、質問させていただきます。117ページ、さとうきび優良種苗安定確保事業と、それともう1点、118ページのさとうきび原種ほ設置業務、この内容を教えてもらいたいと思います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。いま2点の質問ということだったんですが、内容は1点でございますので、1点として回答したいと思います。

優良種苗業務の中で原種ほ設置ということがあります。その中で、今年、予算年度においては、原種ほを国の種苗センターから島に持ってきて、そこで原種ほとして設置しますよという事業になります。

それはJAさんの方に再委託という形を取らせていただいておりますが、内容としまして、春植えを30アール、夏植えを40アール、予算年度においては予定しているということです。以上です。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

有難うございます。次年度、今年始まってはいるんですけど、やはり農家の方に夏植え、春植え、農家自体で行う方向性でやっており、非常にいい事業だと思っております。これはほ場設定はされているでしょうか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

事業としましては、県からの委託、村からはJAさんの方に委託という形を取らせていただいておりますが、ほ場の設置については、JAさんの方で旧カミジ地区と、いまJAさんと村有地で権利設定しているイシジウムイ原、どちらかをJAさんの方で判断して設置しているということです。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

私からは過去10年来、遊休化しているトコブシ養殖施設の件についてお尋ねいたします。村長の施政方針にもこういう問題が出てくるのかなと思っていたんですけど、1月頃から私もちょっとお話、情報を聞きますと、この施設は町村に無償譲渡するというようなお話もちらっと耳に入ってきております。

これが現在、恩納村や、あるいは3町村で共同しているお話を聞きますと、殆どの町村この施設を有効利用されているところはないということで、休港したまま多目的に利用できるような感じで何とかしているというところもあるそうなんですけど、トコブシとしての施設としては使用してないという状況があります。

そこで防衛局も恩納村、3村協議して、ぜひ払い下げに向けた調整を進めるということではありましたが、その後、これがどういう状況になって、払下げ、村に譲渡するというお話は耳にしているんですけど、今後この施設をどういう具合に利活用していくのか、その辺の検討を含めて、村長ぜひよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。いまご質問の中にもありましたように、これは3村連携事業という形で防衛省の予算を確保して造成された施設でありますので、ぜひ有効活用したいと。

これまでいろいろと模索をしておりますが、なかなかこれといった事業が見当たらないということもあり、また、この建屋自体が非常に構造が頑丈に造ら

れていると、そして利用しづらい面もあるというふうなこともありますので、それを何とかクリアしてできるような方法はないのかと、いま漁協とも意見交換をしながら進めているところであります。

そして先だって、恩納村の村長とも話をしまして、これはぜひ伊是名村引き取ってもらいたいというふうなこともありましたので、それじゃということで、いまその方向で進めております。

村として、それを引き取った後、また漁協とか、関係者といろいろと意見交換をしながら、この活用については取り組みをしていきたいと考えております。
議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時33分

議長（宮城安志）

再開します。

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

以前にも言ったんですけど、村民カレンダー製作費、村民カレンダーがあるんですけど、これを1世帯当たり一個は無料で配布してもらえないかということなんですけど、なぜかと言えば、年金家庭もあるし、一人暮らしでカレンダーも買えないという人もたまにいて話も聞くんですよ。これは村長、どうか1世帯1個は配布するという感じで、どうかお願いできないでしょうか。ひとつよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。以前にも質問があつて、製作費用に対していま安い価格で販売していて費用的な負担もあるということで、それに対してはそう高くない値段ではないかということがありますので、それでも難しいとなれば、今後の影響を考えていかなければいけないのかなと思いますが、今回すぐにとはで

きないんですが、今後そういったことも可能かどうかを内部でも話し合っ、また、村民の意見も聞きながら検討できればと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

費用的なものもあるとは思いますが、せっかく村民カレンダーと言って、村民のためのカレンダーの日程とか書いてあるので、できるだけ無料配布できるように感じにしてもらいたいと思います。村長が一言やると言ったらできると思いますので、村長ひとつよろしくをお願いします。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありますか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

95ページお願いします。民生費の社会福祉費、12節地域生活支援促進事業の事業内容の説明の方をお願いいたします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

仲田正務議員の質問にお答えします。地域生活支援促進事業ですけれども、今回、地域で生活する障害者、要支援者、アルコール依存症等の規則正しい生活、この人らしい働き方を支援し、活動を通して一般就労に向けて訓練を行うという事業を今回新規事業で展開したいと思っており、社会福祉協議会で現在くくるという事業所を立ち上げておまして、そこで生活、アルコール依存症とか、引きこもりの方たちを一般就労に向けて訓練をいま行っています。その方たちの指導をする方の賃金等をそちらの方で組み合わせてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

素晴らしい事業で、これは前向きに進めてほしいと思います。いま社協が公

民館で進めていますがんじゅうサロン事業とか、素晴らしい事業をやって、認知症予防とか、年寄りが集まって憩いの場所でもあり、また、これを楽しみにしている年寄りもいますので、また、いまの事業も内容を聞いて、大変素晴らしい事業ですので、毎年継続できるように頑張っていたきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、議案第8号・令和4年度一般会計予算に賛成の討論を行います。

歳入歳出予算総額は、41億4,882万7千円で、前年度比較12億8,476万9千円となり、44.9%の増となっている。

村の予算としては久々の大型予算である。主に新庁舎建設事業費、小学校校舎改築事業費が増額の要因である。コロナ禍が続き、各種イベント中止が相次ぎ、村経済に大きく打撃を与え、村民には厳しい自粛生活となっています。

その中、税収等が大変心配された中、一般会計予算全体としては、通年より以上のハード事業、ソフト事業等々も村民の声が反映された予算と高く評価いたします。

どうぞ厳しい財政状況が続く中ではあるが、最小の経費で最大の効果が発揮できるよう、村長には引き続き職員一丸となって予算の執行に努めていただきたいと思います。よって、本議案第8号の令和4年度一般会計予算には、賛成の立場で討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第8号・令和4年度伊是名村一般会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第8号・令和4年度伊是名村一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 1時28分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2

議案第9号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第9号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,317万2千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は1億円、歳出予算の流用については、第3条のとおりとなります。

歳入については、1款国民健康保険税で2,445万円、6款県支出金で1億6,298万1千円、9款繰入金で3,571万4千円となっております。

歳出については、1款総務費で1,155万3千円、2款保険給付費で1億4,980万7千円、3款国民健康保険事業費納付金で5,473万9千円、6款保健事業費で417万6千円、8款公債費で20万円、9款諸支出金で39万5千円、10款予備費で229万8千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較2,514万円の減で、歳入については前年度と比較して1款国民健康保険税で所得の減額を見込んで5万6千円の減、6款県

支出金で事業費納付金減額により2,254万6千円の減、9款繰入金で一般会計繰入金の減で254万2千円の減額となっております。

歳出については、1款総務費で職員人件費、報酬費等の見直しで144万1千円の減、2款保険給付費で医療費の減額を見込んで2,209万7千円の減、3款国民健康保険事業費納付金で納付金増額により522万4千円の増、6款保健事業費で事業経費の見直しで97万4千円の増、9款諸支出金で過年度国庫支出金等返還金等の増額により39万円の増、10款予備費で838万2千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願いたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

6ページの保険税の方でちょっと確認したいことがあります。過去3年間、同じ質問ではあるんですけども、ちなみに調査している結果、加入者の世帯員が今回も殆ど変わらない歳入が計上されています。

まず、加入者が何名なのか、世帯員が何名になっているのかを確認したいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。令和4年2月現在で回答させていただきたいと思います。世帯数が303世帯、保険者は427人ということになります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

過去4年間のをいま確認することができたんですけれども、殆ど変わらないと言うんでしょうか、国保の加入者と世帯、世帯は10件とか、20件近く変わったこともあるんですが、加入者はそんなに変わってない気がします。

その原因となるのは、4年間ずっと見てきて殆ど変わらない気はするんですが、どういった状況で保険者、加入者が変わらないのか。実質変動もないみたいですが、何かその要因というのがあるんですか。わかる範囲でいいですから、お願いします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。加入者の増減については、社会保険に加入したり、そしてまた国保に戻ってきたり、事業者の保険に入っていたものの退職に伴う、そしてまた国保加入ということで、行ったり来たりしている状況であります。

村の人口、国保の加入者自体が自営業の方が安定していますので、そこまでの大きな増減はありません。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは、議案第9号・伊是名村国民健康保険特別会計予算の賛成討論を行います。

本会計は、病気やけがに備えた加入者が日頃から所得に応じて保険料を出し合い、そこから医療費を支出するという相互扶助の制度であります。財源となる税の徴収には苦勞するところではありますが、制度を十分理解させまして、安

定した会計が得られるよう本特別会計予算に賛成の討論といたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第9号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第10号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第10号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,225万3千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円となります。

歳入については、1款後期高齢者医療保険料で692万5千円、4款繰入金で531万7千円となっております。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で1,224万2千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較100万9千円の減額で、歳入については、前年度と比較して1款後期高齢者医療保険料で被保険者の減少を見込んで63万7千円の減、4款繰入金で保険料減少に伴う保険基盤安定繰入金の減額を見込んで37万2千円の減額となっています。

歳出については、2款後期高齢者医療広域連合納付金で保険料及び保険基盤安定繰入金の減額による100万9千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

後期高齢の5ページの特別徴収と普通徴収に関連しまして、これも過去4年間調査してみますと、年々減っていくような感じはしますけれども、そんなには変わらないということになります。まず特別徴収の方と、普通徴収の方、今年は何名を見込んでいるのか伺いたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。本年度は、令和4年度の1月末現在の保険者の人数で計算させてもらっております。

被保険者の人数が高齢者75歳以上が196名、そして65歳以上の障害者認定者が2名おまして、198名の被保険者がおります。その中で普通徴収の方が23名、そして軽徴者の方が21名、そして特徴の方が152名、計196名という形になっております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

私なりの4年間のトータルを合計してみたら、殆ど変わらない。しかし、3名ぐらい落ちている形が見えます。

そして特別徴収は、私は5～6年前は普通徴収というのは殆どなかった状況だったんです。それが4～5年のうちにかなり普通徴収になっている状況は、各年金等々から引かれる限度がありまして、引かれない方もいる。徴収やらない方もいる。いろんな条件はあると思います。その増えている要因の一つと、今後、普通徴収の方が増えていくような感じがしますが、そのあたりの要因というのは何なのかちょっと教えて下さい。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。普通徴収の対象者は、介護保険料が天引きされている年金額が年間18万円未満の方、そして介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える方、そして介護保険料が年金から天引きされていない方たちが対象となり、また、新たに途中で後期高齢に加入して異動してきた方たちが普通徴収になっていきます。

いま要因と言いますと、この4つの対象が合致している方たちが対象となりますので、住所を異動してきた方とか、所得に変動のあった方たちが若干多めに出てきたのかなと私たちは要因として考えております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

こうして普通徴収となると、職員の業務等々もかなり負担をかけるとは思いますけれども、ぜひ100%を目指して頑張ってくださいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。5番、東江清和議員。

5番(東江清和議員)

それでは、議案第10号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算に賛成の討論を行います。

本特別会計は、原則として75歳以上の方が加入する独立した医療制度の会計です。高齢者の医療費が増大傾向にある中、年金から保険料の徴収には苦勞されるところがあります。

制度への理解に努め、高齢者が安心した医療が受けられるよう、また安定した会計が保たれるよう、本特別会計予算に賛成の討論といたします。

議長(宮城安志)

他に討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

これで討論を終わります。

これから議案第10号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第10号・令和4年度伊是名村後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第11号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第11号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3

条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,514万3千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」、一時借入金 of 借入の最高額は2億円となります。

歳入につきましては、1款事業収入で3,190万7千円、2款国庫支出金で10万4千円、4款繰入金で6,373万2千円、6款諸収入で60万2千円、7款村債で3,490万円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で1,483万1千円、2款事業費で2億555万円、4款公債費で1,466万円、6款予備費で10万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較1,036万4千円の減で、歳入については、前年度と比較して1款事業収入で水道料金収入270万6千円の増、7款村債で簡易水道等施設整備、管路更新給水装置設置単独事業費等の減により、1,300万円の減額となっております。

歳出については、1款総務費で人件費等305万3千円の減、2款事業費で水道広域化事業の供用開始に伴う配水管の増、及び維持管理費等の減により752万6千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは1点だけ、村内の水事業が何十年ぶりでしょうか、新しい県企業局

から水道事業が発生するというところで、非常に待ち遠しいわけですが、これまで水の質が悪くて、例えば、お風呂の湯沸かし器とか、あるいはウォシュレットの故障とか、この水の石灰分の関係で故障が激しいという苦情等があつて、新しい水道事業になれば、こういうのも改善されるということで非常に待ち遠しいわけですが、8月から供用開始も始まるということで、適正な水道代にされているか、こういうのも公表されないとわからないですけど、その中で職員の水道技術管理者手当というのがあるわけなんですけど、新しい施設になって以後の管理手当というのは、どういう具合に変わっていくのか、課長よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。企業局から水を買うという仕組みになるんですけども、実際に村で買い上げして、それをまた一般家庭、あるいは事業者に供給するのが村の事業になりますので、そういうことを考えますと、管理技術士は従来どおり設置する義務が法律的にはあると考えています。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他に質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

議案第11号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計は、歳入歳出それぞれ2億3,514万3千円でありまして、主に配水管布設工事となっております。

令和3年度においては、仲田地区は完了しており、令和4年度は諸見地区、仲田地区の工事の予定となっております。

また、8月には海水淡水化処理された良質な水が供給される予定で、村民は

早く待ち望んでいるところでございます。よって、本会計に賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第11号・令和4年度伊是名村簡易水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第12号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第12号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,902万7千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」。一時借入金の借入の最高額は、1億円となります。

歳入につきましては、1款事業収入で912万5千円、3款繰入金で980万円、4款繰越金で200万円、5款諸収入で20万1千円、6款村債で790万円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で293万9千円、2款事業費で2,232万9千円、4款公債費で365万7千円、6款予備費で10万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較3,757万8千円の減で、歳入については前年度と比較して2款県支出金で農業集落排水事業、伊是名西部地区の事業費の減により3,437万9千円の減、3款繰入金で農業集落排水事業の減に伴う事業費繰入金等70万円の減、6款村債で事業費の減により300万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款総務費で土地購入費等による232万5千円の増、2款事業費で農業集落排水事業、伊是名西部地区の事業費等の減による3,950万6千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

12ページの方をお願いいたします。土地購入費240万円計上されていますけれども、これは面積はいくらですか、ちょっと説明の方をよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。土地の筆数合計が594平方メートル、以上です。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3 番（仲田正務議員）

わかりました。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

それでは、議案第 1 2 号・令和 4 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計予算は、歳入歳出それぞれ 2,902 万 7 千円で、維持管理費が主であります。

本村の集落施設は、西部地区が令和 3 年度に工事が完了し、引き続き東部地区、仲田、諸見、内花区についても建設予定地整備統合が可能か説明会を開催したアンケート調査をもとに、合意を図り実施に向けた取り組みをお願いし、賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第 1 2 号・令和 4 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 2 号・令和 4 年度伊是名村農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 1 3 号・令和 4 年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第13号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,014万円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は500万円となります。

歳入につきましては、1款施設使用料収入で933万6千円、2款繰越金で80万2千円となっております。

歳出につきましては、1款事業費で1,013万9千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較105万1千円の増で、歳入については前年度と比較して2款繰越金で80万1千円の増となっております。

歳出については、1款事業費で施設管理費105万1千円の増となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは9ページの修繕費375万8千円計上されておりますけれども、今年はどういった箇所の修繕なのか、内訳の方をよろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。今年の修繕費については、仲田港ターミナル物産センターのシャッターの老朽化が著しくて、全体の修繕ではないんですが、中身の修繕等々、それとまたトイレの方、詰まりがひどいということで取替え、そういった修繕になっております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、賛成の立場で討論をいたします。議案第13号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計は、歳入歳出それぞれ1,014万円となっておりますけれども、そのうち最近は主に施設使用料、そして歳出の方では主にターミナル施設の維持管理費であります。

本ターミナルは、伊是名村の玄関であり、村民や観光客が一番最初に目にする施設でありますので、気持ちよく施設ができるよう維持管理に取り組んでいる特会であり、大変重要であると思っております。

今後も適正な維持管理に努めるよう希望しまして、私は賛成の討論といたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第13号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第13号・令和4年度伊是名村港湾整備事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第14号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第14号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、予算総則第1条から第3条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,033万8千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとし、一時借入金の借入の最高額は1億5,000万円、歳出予算の流用については、第3表のとおりとなります。

歳入につきましては、1款事業収入で2億4,878万3千円、2款国庫支出金で3,547万3千円、3款諸支出金で8,189万9千円、5款繰入金で5,327万9千円、7款諸収入で90万円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で6,299万2千円、2款船舶費で3億3,823万2千円、3款公債費で1,819万3千円、6款予備費で91万9千円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較1,788万2千円の増で、歳入については前年度と比較して1款事業収入で大型公共事業の実施による自動車航送料の増額を見込み、1,517万3千円の増額となっております。

歳出については、2款船舶費で原油価格高騰の影響による燃料・潤滑油2,117万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

一つちょっと確認ですが、去年暮れ頃から原油の高騰で燃料高ということになってきています。隣の伊平屋村においては、燃料高が原因で減便したという話も伺いますが、本村においてはそういうことを考えているのか、考えていないのか、そこだけ教えて下さい。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。議員のご質問どおり、昨今、原油高等で伊是名村において、4月1リットル71円が3月で100円に値上げしているという状況があります。

伊平屋村の方で減便とかあったということなのですが、伊是名村においては、現在いま大型の公共工事もあるということで、軽石の状況を見て、結構車が乗れない状況とかも減便したおかげで欠航になったということで、そういう状況もありまして、公共工事落ち着くまでは2便体制は維持できればなというふうに考えております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

議案第14号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。

いつまで続くかわからないコロナ禍の中、そして異常な燃料高と大変な時期

ではありますが、フェリーいぜな尚円は島と本島を結ぶ唯一の交通手段であります。止めるわけにはまいりません。しっかりとまた安全運航に努め、頑張っていきましょう。以上、賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第14号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第14号・令和4年度伊是名村船舶運航事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第15号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第15号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ907万5千円とし、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」のとおりとするものであります。

歳入につきましては、2款寄附金で100万円、3款繰入金で407万円、5款諸収入で400万3千円となっております。

歳出につきましては、1款総務費で25万2千円、2款事業費で832万2千円、4款予備費で50万円となっております。

歳入歳出ともに対前年度比較25万円の増で、歳入については5款諸収入、

貸付金過年度収入で16万3千円の増額となっております。

歳出については、1款総務費で貸付金徴収業務を民間業者へ委託する費用として25万円の増額となっております。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第211条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

12ページの育英費、奨学給付金、それから貸付金ではありますけれども、今年度の貸付予定人数と言いましょうか、計画している人数の方を教えてくださいなと思います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。令和4年度の事業費としまして、まず給付型、その方で大学生と高校生各1名で計2名になります。貸付型の方が月額7万円の貸付の方が6名、5万円の貸付の方が4名、計10名の貸付予定となっております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

11ページ、委託料の集金代行業務ですか、昨年当初予算にはなくて、補正で確か単年度はあったと思うんですが、今回25万円となっております。昨年度実績を見て多分半月ぐらいだと思うんですが、この内容的に去年は初めて出てきたものですから、あまり詳しくは触れなかったんですけど、もう一度、代行業務というのはどのようなことをするのか、約400の貸付、歳入予定の額があります。その分だけの増なのか、それと件数で算定されているのか、25万

円という内訳と、代行業務が担う事。そして請負高、こういった算定になっているのかの確認と、そして他県の関係なのかどうかそれは知りませんが、実績、成果と言うんですか、それに基づいた計上だと思うんですが、その3点をお答え下さい。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。集金代行業務、これは法務大臣の許可を受けた業者に集金代行を委託するという事になっていて、債権管理回収業務に関する特別措置法による法務大臣の許可です。令和3年度の9月から1月までの徴収実績としまして20万円ほど徴収しております。

その手数料として35%の委託料が発生します。それを見込んで、本年度のものは予算計上はされております。

いまこの代行業務を委託しているのは、過年度徴収業務についてのみ、ちょっと金額が高額な方、その方たちをピックアップして徴収業務の代行を委託しております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

まだ半年しか経験してないことでありまして、いま課長、高額な方だけ委託とおっしゃっていましたが、たぶん高額の過年度分のみは、わずか何件かしかないと思うんですけれども、これは額で算定されているのか。そして年間通じての契約でパーセントで先程話してはいますけれども、今後もそういった形で額というのは、本年度もいまここで掲げられている歳入過年度分、これはそうなりますと全体ではないということですか。それとも高額な方と言いますけれども、過年度は過年度、額は全部過年度ですよ、増額とか、そういったことはどうでしょうかね、少なければいいということで受けられるんですよ。

その辺りをもう一度、歳入に対しての額を先程私400万円合計あるんですが、全部なのかということ伺ったのはそういうことです。いま過年度高額と

いうのはじゃあいくらですかと聞きたいくらいです。もう一度お願いしたいと思います。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

大変申し訳ございませんでした。いま委託しているのは、過年度収入のもので、いま滞っている長年のものを徴収業務の方に回しております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、私の方から議案第15号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

本会計は、本村の将来を担う人材育成のための資金援助として奨学金の給付、貸付を行う重要な会計であります。本年度は、14名の高校合格がございました。今後もその子どもたちの支援に寄与することを願い、私は賛成の討論いたします。以上です。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を終わります。

これから議案第15号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 2 6 分

再開 午後 2 時 4 1 分

議長（宮城安志）

再開します。

日程第 9

議案第 1 6 号・工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第 1 6 号・工事請負契約の変更についての提案理由の説明をいたします。

伊是名製糖工場季節工員宿舍新築工事について、伊是名村契約規則（平成 1 4 年規則第 5 号）第 3 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき次のように契約金額を変更したいので地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更額、4. 変更契約額、5. 契約の相手方等については、議案書のとおりでございます。

令和 4 年 3 月 1 1 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名製糖工場季節工員宿舍新築工事の契約の変更については地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 7 年条例第 3 1 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要としますので、この議案を提出するものであります。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3 番、仲田正務議員。

3 番（仲田正務議員）

変更、約 2, 0 0 0 万円弱の変更と増額となっていますけど、内容の説明の方でよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。今回の工事なんですけど、建築工事ということで、当初仕様書の中で職人さんといいたいでしょうか、そういう方々が島内にいらっしやらないという場合には、変更の対象としますということで、今回の変更契約のそのほとんどが伊是名島への渡航費と宿泊費を改定して増額しております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

私いま疑問に思うんですが、工事は変更して予算額は増額になったということになっておるんですが、予算との絡みはどうなっているんでしょうか。当然、予算額が増えてくるわけですよ。それも当初予算の中にこの予算があったのか。いま増額になった分は、1,900万円ですか、1,900万円の予算が増えたわけですよ、いまの契約に変更されたわけですよ、1,900万円予算が増えたわけですけど、この増えた額の金額は、予算との絡みはどうなっていますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。予算は増額せずに当初予算の範囲内で執行しております。当初予算の範囲内で元々そういう費用がみれるということではあるんですが、当初の契約でみれないというルールがありまして、その分は減額して設計書を作成して、入札にかけたということです。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

変更契約等がある場合に、いつも疑問には思ったわけですよ、すっきりし

ました。

当然に予算が増えれば補正であげるとか、補正で減額するとか、増額するとか、これがあって当たり前と私は思ったわけです。これが当初予算の範囲内での変更だということでありますので納得いたしました。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号・工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号・工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第17号・伊是名村総合計画（基本構想）の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第17号・伊是名村総合計画（基本構想）の策定についての提案理由の説明をいたします。

第5次伊是名村総合計画（基本構想）を別紙のとおり策定したいので、伊是名村議会の議決に付すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、長期的展望及び総合的かつ計画的に村政を運営する基本的指針となる伊是名村総合計画（基本構想）を定めるため、伊是名村議会の議決すべき

事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

討論を省略いたします。

これから議案第17号・伊是名村総合計画（基本構想）の策定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号・伊是名村総合計画（基本構想）の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第23号・指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第23号・指定管理者の指定について。

下記のとおり、指定管理者の指定をしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

記、（1）公の施設の名称、（2）指定管理者となる団体、（3）指定の期間等については、議案書のとおりでございます。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、伊是名製糖工場季節工員宿舍の指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項及び伊是名村公の施設の管理に関する基本条例（平成18年条例第13号）第5条の規定により議会の議決を経なければなら

ないので、本案を提出するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、伊是名製糖工場季節工員宿舎ということで、もう既に今年完成することになっておりますけれども、ここも指定管理を受けて農協さんがいま管理するという事になるかと思うんですが、この宿舎は名前のおりの季節労務だけなのか。その他、例えば農協さんが管理して、農協関係の農業部門の人なんかが入ることができるのか。その辺のことを少し教えて下さい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、当該宿舎の事業計画使用目出し期間というのが年間5カ月、農業関係に使えばいいということで事業計画を立てておりますが、残りの月数は、地域の振興になるのであれば、その他諸々使えますよということで調整はしておりますが、その糖業期間中だけは、それに特化して使用して下さいということであります。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

5カ月は糖業、製糖工場のさとうきび関連でと。残りは、その他地域の伊是名村に何か関係するようなものであればということなんですが、いま農協さんが指定管理を受けて、5カ月は当然その目的のおりだと思うんですが、残りの期間7カ月について、どういった形で、いま農協さんが管理しているので、農協さんが何か計画をしないと使えないのか。例えば、村が何らかの申し入れをしたときにそこが使えるのか。協定の内容がちょっとよく見えないんですけれども、この残ったときの施設の使い方は、もちろん目的がはっきりしているので、農協さんが勝手に向こうのいろんなものに使うというのたぶんできな

いんではないかなと思うんですけども、特別に使えるという項目の中で、村はどのような関わりがあるのか、そこを少しまた教えていただきたい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。この事業の計画を準備していく段階で村と調整したという話なんですけど、5カ月以外は鍵を閉めて使わないよという話が当初にはあったんですが、そこはそういう建物を有効利用させて下さいということで交渉して、地域の振興になるのであれば、その他使用することは可能ですが、その糖業期間中の計画で収支期間というのも作っているんですけど、その期間の6月間は糖業で使って下さいと、その他は地域で話し合って決められることになっていると解釈しております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

いまの課長の答弁からすると、残りの期間については、管理者であるJAさんと施設の所有者である村と協議して決めて下さいということで理解してよろしいですか。了解しました。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号・指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第23号・指定管理者の指定につい

ては、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

承認第 1 号・専決処分の承認についてを議題とします。

本案について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

承認第 1 号・専決処分の承認についての説明をいたします。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

令和 4 年 3 月 1 1 日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは専決処分書を読み上げてご説明といたします。

専決処分第 2 号、専決処分書。

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の締結について。

定住促進住宅仲田 2 号棟、内花 1 号棟建築一式工事（R 2）について、建設工事請負契約第 1 9 条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更増額、4. 変更契約額、5. 契約の相手方等については、処分書のとおりでございます。

令和 4 年 1 月 3 1 日、伊是名村長 前田政義。以上のとおりでございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

これから質疑を行います。2 番、宮城義秀議員。

2 番（宮城義秀議員）

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分ということですが、第 1 7 9 条の 1 項とはどのようなことでしょうか。説明をお願いします。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

私の方で答弁いたします。地方自治法第179条で地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときというふうになっておりまして、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるというふうになっておりまして、第3項において、同日専決処分したときには、この事項を次の会議において報告し、承認を求めなければならないと、そういうふうになっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

地方自治法第179条の1項の3、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間がないと、いまこのことにつきまして、1月に専決処分が行われると、1月31日に改定契約書を行っておりますが、どうして議会を開く暇がなかったのか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。工期が1月31日の工期となっておりますので、そこで諸々、先程、農林水産課長からも答弁あったんですけど、当該受益者の旅費とか、それらの精算とかに時間がかかってしまって、その日の31日に完了をもって専決処分をして改定契約、そこまでのという経緯があります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

議長、ちょっと記録残したいために3回以上の質疑等を休会なしでお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

議長（宮城安志）

3回以上とは何回までを求めておりますか。

2番（宮城義秀議員）

疑義が生じている件についてなんですが、休会でやってしまうと、記録に残らないと、今後のためにもならないと思うので、ぜひ、そこについては。

議長（宮城安志）

どうでしょう、特別に私は5回まで許します。いまは3回目です。どうぞ。

2番（宮城義秀議員）

それではいま課長からもあったんですが、どうして工期が1月31日に迫っているのに改定契約を行うと、こんなに難しく議会を開けないというようなことになったのか。いま建設課長からは、農林水産課の事件と中身が同じだと、同じような感じで言っていたんですけど、逆に私、先程の議案の第16条、そこでは内容が同じ宿泊費について増額が出てきたので改定しましたということ、それを議会にあげているわけです。

ところが、同じ内容で同じように1,000万円近くを増額したのに暇がありません。伊是名村の同じ工事案件の同じ変更内容が全く同じだと両課長が言いながら、同じ改定契約で、一方は専決処分、一方は議会にちゃんとあげてきているわけです。

要するに、改定契約で工期を延長してちゃんと議会にあげている。ところが一方は、金額だけの改定をして、工期の改定はしてないわけです。ということは、明らかに議会に対して、変更は議会の承認は求めないと、議会の議案として提出しないというふうに思えるんですよ。このことについて、私、最初からここの整備をやって議案の提出をして下さいと、これは議会の告示の日からずっと副村長もご存知で、やり取りしながらもまた同じようにあげてきている。では一方の議案としてあげた農林水産課との差は何々ですか。同じ建築で、同じ宿泊費の増減で内容は全く一緒ですよ。それについて説明がつくのであれば、私たちもこういった専決処分の方法も議会を開く暇がなかったと、どうしてそこに至るのか。副村長どうですか。

議長（宮城安志）

休憩します。

休憩 午後3時06分

再開 午後3時08分

議長（宮城安志）

再開します。

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

ただいまの宮城議員の質疑にお答えいたします。その前に先程農林のものは工期変更までして増額をやっているという発言があったと思うんですが、ちょっと誤解のないようにしておきますが、農林については工期の変更はされてないですので、金額の変更だけであります。

そういうことで、定住促進住宅については、私が聞いたところによると、担当課長としては、工事費は殆どが渡航費、宿泊費の増額であるというふうな話がありまして、それが確定したのが工期の1月31日、その日に確定したので、金額の改定契約を結びました。しかし、その日が工期になっておりますので、議会を招集する暇がないということで専決処分をしたと、そういうふうな経緯になっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

工期が1月31日で、その日までに宿泊費等々の精算が済んだので、契約は1月31日に、その増分は認めますと、工期がその日なので、議会を開く暇がないと、これは明らかにおかしいんじゃないですか。できないとわかっていながらやっているんです。

1月31日までに増減は確実にあるんですよね、精算方式だから。だって、皆さん言っているじゃないですか、宿泊費は計上してないから精算方式を用いましたと、1月31日までの工期で、ここまでに締切ました。この日で改定契約、明らかにやらないということを言っているのと一緒じゃないですか。

だから僕が言っているのは、契約額は残っているとわかっている。精算しないといけないというのもわかっている。払う予定のお金は置いて、設計か

ら外して精算しますと言っているんです。

であれば、1月の例えば20日ぐらいにもう既にできるか、できないかはわかっているはずなんですよ。もう増額というのはわかっているわけですよ、だって払っていないんだから。払う予定だけど、ぎりぎりまでなりましたと、明らかに議会は工期の変更もしませんとなったら議会には提案する意思はなかったという格好でしかならないと思うんです。

だけど、お金は払う予定があり、精算もすると自分たちで言っているんですよ。言って、工期が今日までだから、今日改定契約しました。議会は開けません、こんな話ってあるんですか。10日ぐらいずっと前から既にそれはわかっているんですよ。もう残りは宿泊費だけだと、精算もしないといけないと、明らかに最低でも10日前には、その業務はやっていないとおかしいですよ。だって、お金一回も払ってないわけでしょ、この精算については、宿泊費については。それを精算でやりますと皆さんずっと言ってきているわけです。

それがこの最後の日しかわからないんですけども、工事はほとんど終わっていましたが、精算のこれだけですと。皆さん説明をずっと言っているんだけど、その前に工事はストップして終わっているんだったら、この分の増額も金額がはっきりしないだけであってわかっているわけですよ。だったら、そこで工期を延長して改定契約をちゃんとすべきじゃないの。それを議会を開く暇がないと、その日にやりましたと。

そういうふうな理由を乱発されるのが非常に不愉快なんです。このことについてはちゃんと整理をして出して下さいと何度も言ったんだけど、いや、こうしかできませんということは、今度もいま言うような方式を取るのであれば、今後の建築は殆ど改定契約はもうあがってこないと、それが当然だというふうに執行部はみているというふうにしかなんかとは思えないです。

要するに、議案にする気があるのであれば、契約を変更するまで、どうして工期の変更をして、そういう手続きを踏まないのか。わざわざ1月に、3月31日まで日にちがあるわけですよ。それをわざわざ議会にこういうふうにあげてくるというのは、それも何度もこの議会が始まる前から、これは調整して下さいと、整理して下さいと言っているにも関わらず、同じようにあげてくると

いうのは、ちょっと納得がいかないんですよ。

1月31日に業者との契約終了で、1月31日に改定契約しました。専決処分をしました。この流れの一日だけで、業者は朝8時半に完了届けを出して、役場の担当者はそれを受け付けて、持ち回り決裁して、そして改定契約に至っては、本島的那覇にいらっしゃる業者さんの印鑑も全部こっちで準備しておく、そしてそれを押して、さらに決裁を同じ日に回して決裁します。そして議会を開く暇がありませんということで専決処分までやる。理屈では通るんですけども、明らかに印鑑も全部伊是名村に持ってきて準備しておいて、結局はその日、議会にあげないことをやるためのものにしか見えないんですよ。この日程が1月31日で全部できるという根拠のもとでもですよ。確かにできると思いますよ。印鑑も全部準備して、この日でこっちで全部やりましょと、こういうことは明らかに1月31日で専決処分をやりましょと、もう一切直さない、議会にもあげない、そういうふうなやり方にみえるんですよ。

確か去年でしたっけ、この専決処分が多過ぎると、改めて下さいというふうな話があったと思うんだけど、今回も忘れてたり何やかんやの理由であげてくるのは、これは仕方ないなど。我々もこれについては別にそんなに突っ込もうとも思っていなかったんですが、今回、再三にわたって話をしてきたはずなんだけど、この理由が全く僕なんかには理解できない。僕がいま言っているのがおかしいというのであれば、もう一度反論をお願いします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えします。ずっと宮城議員がおっしゃる、最初から専決処分で行おうという意思是全くなくて、ただ事務的な遅れとか、その辺が生じてきて額の改定とか、やむを得なく、その日ですべてを処理したという状況であります。

議長（宮城安志）

5回目となります。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

最後になりますけれども、起きたことはこれ以上話をぶり返そうとも思わな

いんですが、ぜひ同じ案件で1箇所ではちゃんと正式なルールに基づいてやっている、同じ庁舎内でそういったことが別々に行われて、同じように同じ議会にあがってきて、それを議会に良しとしなさいというのは、非常に乱暴があるなと思うんですよ。

このことについて、ぜひ村長、そして副村長も内部を預かる身として、こういったことについては、庁議あたりでぜひみんなで揉んで、みんなの問題として解決してもらいたいんですよ。

そういったことで、この議場でやり取りするというのが自分も非常に元職員ではありますが、非常に心苦しいし、やりづらい、建設的な意見で意見を交わりたいなと思いますので、ぜひ、このことについては、こういった工事案件なり、いろんなものを提出される場合に、各課、いま様式がまちまちになったりとかいうのも、この理由でこうですよとかということをちゃんと説明できるように、そしてぜひ提案してもらいたい。そういうことを希望しまして、私の質問は終わります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

他にないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論ないようですので、討論を終結します。

これから承認第1号・専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号・専決処分の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第13

報告第1号・専決処分の報告について「村道南風原線道路整備工事（R3-1）」を議題とします。

本案について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第1号・専決処分の報告について説明申し上げます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をします。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

それでは、専決処分書を読み上げて説明とさせていただきたいと思います。

専決処分第1号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の締結について。

村道南風原線道路整備工事（R3-1）について、建設工事請負金額第19条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更減額、4. 変更契約額、5. 契約の相手方については、処分書のとおりでございます。

令和4年1月11日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

村長の提案理由がなかったんですが、変更になった理由、内容がさらに変更したと思われませんが、変更した内容をお聞きいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。本工事区間が主に擁壁等の設置区間でありまして、それで延長をしたという内容であると、確かではないですけど、そういうふう聞いております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これで、報告第1号・専決処分の報告についてを終わります。

日程第14

報告第2号・専決処分の報告についてを議題とします。

本件について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第2号・専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和4年3月11日提出、伊是名村長 前田政義。

なお、専決処分書を読み上げて説明といたします。

専決処分第3号、専決処分書。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

工事請負契約の締結について。

伊是名村簡易水道事業配水管布設替工事（R3-1工区）について、建設工事請負契約第19条の規定に基づき次のように契約金額を変更する。

1. 契約の目的、2. 契約済金額、3. 元契約に対する変更増額、4. 変更契約額、5. 契約の相手方については、専決処分書のとおりでございます。

令和4年2月21日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

この件についても内容、理由があつて変更に至つたと思われまふ。内容がどういう経緯で変更に至つたのか、お聞きいたします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。本工事は、配水管の布設替工事でありまして、島の特徴と言いますか、中に埋設しているいろんな管が出てきたり、当初予定していた工事の延長と言いますか、ラインも少しまた変更しないといけなとか、他の器具を取り付けるとか、そういうものの変更が度々発生して、増額の変更になっております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第2号・専決処分の報告についてを終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後3時26分）

令和4年第1回伊是名村議会定例会会議録 第3号					
招集年月日	令和4年3月17日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年3月17日	14時00分	議長	宮城安志
	散会	令和4年3月17日	15時30分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	欠席
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	出席
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮正徳	1番	前川秀和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年3月17日

一般質問

令和4年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午後2時

2. 付議事件及び順序

令和4年3月17日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1		一般質問

令和4年第1回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
前川 秀和	駐車場ライン整備について	村 長
伊 禮 正 徳	1. 令和4年度施政方針について 2. 仲田地区圃場防風林帯の管理体制について	村 長
宮 城 義 秀	老朽化した公共施設の整備について	村 長
東 江 源 也	役場職員の退職者増について	村 長

議長（宮城安志）

これより本日の会議を開きます。

（午後2時00分）

ただいまの出席議員は8人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

これより一般質問を行います。8名の議員が一般質問通告を行っております。

順次、発言を許します。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

皆さん、こんにちは。午後一番の一般質問ということで通告書を読み上げて質問に代えたいと思います。

質問事項、駐車場ライン整備について。質問の要旨、臨海ふれあい体育館西側駐車場においては駐車ラインが消えている状況であります。イベント時に多くの利用者が利用していますが、ラインがないため入り混じった駐車を多々目にします。安全で事故防止の観点からも早急に整備が必要と思います。また、南側駐車場にはタイヤ止めがありますが、西側にはなく擬木柵だけとなっております。その下には排水路があり非常に危険を感じます。また、どこの駐車施設においても障害者専用駐車場が設けられておりますが、形跡がなく合わせて整備が求められますが、村長の見解を伺います。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、前川秀和議員議員のご質問にお答えいたします。臨海ふれあい体育館西側駐車場のラインについて、議員ご指摘のとおり、ラインがほとんど消えている状況を確認しております。

また、西側排水路沿いの車止めについても一部設置されていますが、ほとんど未設置の状態でありますので、駐車場利用者の安全確保の観点からも整備できるよう関係課と調整をしております。

また、障害者専用駐車スペースについても利便性のいい場所を選定し、整備

できるように努めてまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

有難うございます。整備を進めるということで理解しております。ちなみに、整備するとなると、費用がどれぐらい想定されるのか、課長の方にお伺いします。大体でいいです。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

議員のご質問にお答えします。正確な金額はまだ出してないんですが、現状の白線距離的なものは調べておりますので、大体1キロちょっとの距離になりますので、後程単価の方を調べて大体の概算予算等々をお知らせしたいと思います。

あと車止めについては、また別でプラスアルファという形になります。以上であります。

議長（宮城安志）

1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

午前中に車止めにおいては視察を終えたところで、担当課長からも説明がありまして、一部通路として利用されているところがあるということで理解をしております。

ここ2カ年イベントが行われておりません。イベント等は予算活用でできないのかどうか、その辺をお伺いしたいんですけど。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えします。イベント等の予算については、実行委員会等々に補助金をやって、イベントにかかる部分の費用となりますので、こちらの施設的な整備

に関しては、臨海ふれあい公園費等々で予算措置をして整備になると考えます。
議長（宮城安志）

1 番、前川秀和議員。

1 番（前川秀和議員）

つい最近、観光満足度調査というのが行われたと思いますけど、その中の一部において道路とか、通路はきれいであったかという問いがありました。ぜひ、その辺りも観光景観の中の一つだと思っておりますので、ひとつその辺、早めの対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今年は3年目でイベント等も開催されると思ひますが、早急に予算化をして対応するようにお願ひして、私の質問といたします。

議長（宮城安志）

これで、1番前川秀和議員の質問は終わりました。

次に、7番伊禮正徳議員。

7 番（伊禮正徳議員）

それでは、皆さんこんにちは。質問の前に申し訳ございませんが、文字の訂正をお願ひしたいと思ひます。

質問1の(1) 県立北部病院附属の「附」、こざとへんの「附」に訂正のほどお願ひしたいと思ひます。間違えて申し訳ございませんでした。

それでは、一般質問を行います。質問事項1. 令和4年度施政方針について。質問の要旨、(1) 県立北部病院附属伊是名診療所建替、医師住宅及び看護師住宅の建設要望書が県に提出されている。しかし建設箇所は現地か移転先要請か村として具体的に示していない。老朽化問題や、医師住環境の不安解消などが求められているが、同時に建設箇所も検討すべきと思ひます。

そこで旧庁舎となる跡地が建設に適地と考えるが、第一候補地として要望書に盛り込む考えはないか伺ひます。

(2) 村民福祉・高齢者福祉の充実について。団塊の世代が後期高齢となる、現役世代が減少する。いわゆる2025年問題へ突入しています。以下伺ひます。

①2021年県平均高齢化率と村高齢化率を伺ひます。

② 2025年以降ピーク時の村高齢化数と率の予想を伺います。

③ 2025年問題は医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されていると言う。村にはどのような課題が直面する予測か伺います。

質問事項2、仲田地区圃場防風林帯の管理体制について。仲田地区圃場に平成29年度に農地買収し防風林帯が数カ所に整備されているが、植栽後は雑草が生い茂り、植木は生育率も低い、防護柵は壊れた箇所も目立つ。現状では将来にかけ風害から作物や土壌の風食を防ぐ林帯の役割は厳しいのではと思われる。今後の対策、管理体制を伺います。以上、お願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、伊禮正徳議員のまず1. 令和4年度施政方針について、（1）県立北部病院附属伊是名診療所建替に係る要望書の件についてお答えいたします。

本定例会冒頭の令和4年度施政方針の中でも申し上げましたが、村民の医療の充実を図るためには、診療所施設、勤務する医師、看護師の住環境の整備が重要と考えております。

県立北部病院附属伊是名診療所は老朽化が激しく、さらに耐震性基準を満たしていないことから、現診療所及び医師住宅の建替、並びに新たに看護師住宅の整備について沖縄県へ要望してきたところであります。

議員ご質問の建設予定地については、現段階では検討しておりませんが、診療所等が建替えとなると、診療所等の代替施設が必要となり、財政的に負担増となることが予想されることや、村民の利便性等を考慮した場合、近傍に移転した方が望ましいと考えており、ご提案の現庁舎移転後の跡地についても候補地の一つとして考えております。

今後、要望を継続していく上で、具体的に盛り込むことが可能かどうか、検討してまいりたいと考えています。

次に（2）村民福祉・高齢者福祉の充実についてお答えいたします。沖縄県で取りまとめております高齢者福祉基礎資料によりますと、2021年の沖縄県の高齢化率については、22.6%、伊是名村においては32.4%と、県の

平均に比べ9.8%上回っており、県内では8番目に高齢化率が高い村になっております。

次に、②2025年以降の村の高齢化数と高齢化率の予測については、広域連合資料によりますと、高齢者数が471名となっており、高齢化率については、34.8%とピークに達し、5年後の2030年には高齢化数442名、高齢化率が34.5%と予測され、緩やかに減少していく傾向にあると考えます。

本村では、団塊の世代の人口が少なく、昭和27年から30年生まれの人口が多いことから高齢化指数については2030年をピークに人口減少とともに、緩やかに高齢化数も減少していくものと思います。

最後に③のご質問についてであります。介護給付費、国保後期高齢者医療を利用する場合、後期高齢者医療で見ますと、本村の一人当たりの年間の医療費は105万1,438円で、高齢者が増加していくと給付費も増加していく傾向が予測されます。

同時に、介護給付費及び国保医療費についても同様に増加し、村の財源を圧迫するものと予測されます。

しかし、先程答弁しました2030年頃にピークを迎え、人口減少とともに緩やかに下がり始めていくことが予測されます。団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい人生を最期まで続けることのできるよう医療、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、住民同士で支え合う体制づくりを継続し、介護予防事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。ご質問にあります防風林帯の現状については、毎年村の単独費用200万円ほどを予算計上して、村建設業協会の会員を対象にその管理を外注しております。

外注内容としましては、管理面積にして2万平方メートルに年3回の除草剤散布作業と、必要に応じての草刈り作業となっております。

しかしながら、議員ご質問のとおり、雑草が生い茂り、植栽した苗木等は生育不良の状態であります。

また、防風柵も壊れた箇所が点在している状況でございます。

今後は枯れた部分や壊れた防護柵について再整備ができるよう補助メニュー等の模索を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは1番目の予定場所については、結論的に答弁としては、この跡地利用となることを盛り込むことを検討するというところで理解いたします。

やはり私としましては、ここにもあるとおり、ぜひこの場所に診療所関係の建設も盛り込むべきだと、村民は役場跡地にはかなりの関心度もあるような感じがします。

そして最近よく聞かれますのは、この役場は取り壊しなのか、どうなるのかということも多々聞かれる状況にもあります。

最近の村広報によりまして、村民は診療所の建替が広報に掲載されていたとおり、要望書も出たということも知っていました。

しかし、場所はそこになるのか、どこになるのか、そういう質問をよく受けております。いま村長からぜひこの場所を検討したいということを理解いたします。

そしていま場所としてはそれで理解しますけれども、建設に関して、今後取り組みしている公立沖縄北部医療センターに移管する前に建設をぜひ村としては県で整備してもらいたいということを予定しているということを伺えますが、残りあと正味5年、6年ですか、20年開院予定ですので、それまでには採択にこぎつけないと私はいけないのかなと思っているんですが、その辺りの情報というのは、いま村は県からの診療所の2カ年前から建議の要望等々が県議会でもいろいろ質問などが交わされていましたが、そのあたり建設に関して情報は少しでも確認はされていますかどうか伺います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。本村の診療所の建設については、2年前の6月に県議会の質問等々にも出ておりまして、県の方は老朽度調査の方を行い、そこで検討したいという回答がありました。

そこで老朽度調査の方なんですけれども、コロナ禍で2カ年間延長しまして、昨年度12月に2カ所、住宅と診療所の老朽度調査の方を行っております。

まだ、その結果の方は私たちの手元の方には届いてはいないんですけれども、県の方も私たちの方で要望書の方を提出しておりますので、その辺をまた検討していきたい。また、前向きに考えたいということをお答えしておりましたので、その回答をこれから待っている状況であります。

すみません、老朽度調査ではなく、耐力度調査ということです。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

同時に私もそのときライブ配信等々生で確認しました。新聞等々に事前に通告された県議会の伊是名、伊平屋診療所の件などもあったものですから、いまおっしゃったとおり建物の劣化度調査というものを行って、そこで大変気になったことがありました。劣化度調査を行って、計画に基づき管理計画を策定して、県立病院の経営状況に基づいて建設をするという回答が出ていたんですけど、現在かなり厳しいということも皆さん理解されていたという感じを受けます。

というのは、私たちが目指す6年後の開院までには、どうしてもそのように私たちは取り組みたいということでしたら、今後村として私たち議会、そして沖縄県議会等々と連携しながら要請活動が必要ではなかろうかと思っています。今後のそういった要請活動の取り組み状況を検討されているかどうか伺います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

診療所の老朽化というと、これは議員ご承知のとおりでありまして、約50年という老朽化した建物であるということは、県当局も議会議員の皆さん方も

よくご承知をして、私たちが当初要望した時点で大変関心を寄せ、そしてぜひしなければいけないというふうな感触をいただいております。

そしてそれに向けていま県当局も動いているというふうに感じております。ぜひ、私たちもこれからそういったことを捉えながら早期に建設ができるように頑張りたいと。

また、隣村の伊平屋村とも先だって村長と意見交換しまして、お互いに歩調を合わせて一緒に連名で県知事、県議会議長に早めに要望書を提出しようではないかというふうなことで、いま合意形成をしているところであります。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりました。1番についてはお互いそういうことで私は理解して、ぜひ議会としても協力的なことができることを一緒にやっていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

それでは（2）の方に入ります。（2）の①と②は、これはあくまでも参考のためにいま担当から答弁があったとおりであります。

問題は、3番の2025年問題、よく皆さん数年前からお聞きだと思えます。いま村長が答弁されたとおり、村の状況が直面する課題となっています。

それではまずお伺いしますけれども、私は村の人口ピラミッドなどもよく見ながら、いま村長が述べたとおり、25年から30年にかけては、かなり厳しい人口の高齢化率となるということも調査しております。

そこで伺いますが、地域支援事業や任意事業の取り組みのおかげで、最近は介護認定検証の成果も伺えます。そして最近の介護議員として研修を受けた際に、検証によると今後はいまやっている事業等々はもちろん運動教室とか、それと日頃の他の事業とかあるんですけども、検証によると一番介護になりにくいとされているのが、日々の隣り近所の通いの場というのがこれからは求められるということが答申の中で、意見書の中であって、そのようなことを地域で進めてほしいということを私たち議員に伝えました。

今後、2025年問題につきましてはいろんなことがあるんですけども、

より強化するにはどういったことが今後考えられているのか。課長の方で予定がありましたら、その事業等々、さらにどういったことを考えているか伺います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

伊禮議員の質問にお答えします。介護の事業については、現在、社会福祉協議会に事業を委託しておりまして、先程お話のあったようにがんじゅうサロンという高齢者の事業の方を主に行っております。

これからの地域を活発化、そしてまたフレイル予防を実践するために必要な事業として先程おっしゃってございました通いの場という事業を展開させるためには、現在、生活支援コーディネーターという方を社会福祉協議会の方に置きまして、その方を活用して、高齢者の困り事や相談、そして社会参加に繋がる取り組み等を構築していきながら、予防事業の方に努めていくということを私たち村としてはいま行っているところです。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いろいろと住民福祉関係の事業というのは、神経を使うものだと私も経験していますけれども、そのような体制に立ち向かうためには、特に地域の医療、介護の高齢者等の生活を担う村保健センター、地域保健包括支援センターには、人材の確保の厳しい昨今ですが、医療介護専門員体制を整えることが喫緊の課題ではなかろうかと私は思います。

村民の健康、福祉を強化することが問題の一つで今後、保健センター、そして包括センターのさらなる体制、専門員確保等々に取り組む予定としては、どのようなことを予想されますか。体制づくりを伺いたいと思います。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。包括支援センターの事業を展開させるためには、先程議員さんがおっしゃったように専門員が必要になってきます。現在、介護支援専門員一人の方が包括支援センターの方で活躍をされておりますが、今後、社会福祉士、介護福祉士、あと理学療法士とか、そういった方が村のセンターに配置されれば、もっとより良い充実した福祉事業ができるだろうと考えておりますが、現時点ではやはり募集をかけても村内にはなかなかそういった人材はいないというところで、私たち福祉課の方でもちょっと苦戦をしているところではあります。今後そういった専門職が伊是名村に配置されるように努めていきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

やはり人材確保するにあたっては、私たちはいま離島特例でもって保健センター、そして包括センターの方には保健師一人の登録がされていると思います。

やはり社会福祉士、そしてケアマネージャーとか、いろんな専門員の方々がまだまだ必要だということで、こういったことも介護広域の方から全面的に支援していくことも私はこの前確認しながらやっていますので、どうぞ議員の方も地域と連携しながら、さらに介護と連携しながら、私はやっていこうと考えています。

そこで特に保健センター、包括センターのことについては、私の方にも3年間経験があったんですけども、なかなか体制づくりができなかった厳しいいまの課長の理由と同じでした。

そこで村長、副村長には、ぜひ、こういった高齢者問題が間近に迫っている状況ではあるんですが、緩やかになるということはおっしゃってはいますけれども、立場上、村民の健康第一を考えた場合、専門員というのも必要だと思います。

いま特例、特例でやってはいますけれども、医療に係る職員等々の厳しい状況が伺えます。ぜひ、村長、副村長には、その辺りの人材確保には前向きな立場でひとつ牽引等々もあろうとは思いますが、ぜひ配慮していただき

いなど私は思っています。いかがでしょうか。村長、副村長、どちらかお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。先程、答弁申し上げたように2030年辺りには、本村の高齢化率が34.5%を超えるという予測はされていると、そういうふうな非常に厳しい事態が予測される中で、いま議員おっしゃったように介護士とか、あるいは社会福祉士とか、そういう専門職の方をぜひ採用して、お互いの村の福祉に努めていきたいというふうに考えております。

今後、私たちも努力をして、なるべくこれが充実した形で取り組めるようにやっていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

以上、質問1について終わります。休憩願います。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後2時33分

再開 午後2時35分

議長（宮城安志）

再開します。

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いま配布した写真を参考にしながら、お願いしたいと思います。このような状況になっていることを先程村長から答弁もありましたとおり、現場の状況です。

そこで伺います。現場には課長、何種類の苗木が植栽されたか、ご存知でしょうか。そして現状の状況でここ数年、生育調査はやったことはありますか。

もし、やっているんでしたら、何パーセントぐらいなのか。

そしてもしやってなければ予測でもよろしいです。生育というのは大体わかると思います。この2点を伺います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。植栽された種類、数についてなんですけど、7種類の苗木が植えられております。

生育率と申しまししょうか、そういう調査は現在行ってはおりませんが、見た範囲で5割もないのかなという印象を受けております。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

農家の方も見てわかるとおりです。そこで予算の方も村長から答弁があったんですけども、管理費として200万円毎年やってはいますが、それは仲田地区のものだけはないということも確認して、30個、40個ぐらいあるんですけど、いま2ヘクタールぐらいということで、合計のその中に仲田地区があります。私の調査したところ1スパンスパンごとに18箇所ぐらいに林帯があります。18箇所が全部100%いっているところはほとんどないということになりますけど、そういったことであり、管理をしていくということですけども、この林帯の造り方、防護柵等々があまりにも高すぎて、そして中を見たら支えがあって、到底草刈り機など使える状況ではないと、管理もできないと、いま除草剤等々を散布されているような感じがします。

どのような形でこの効果を発揮しようと考えているのか。今後50%ぐらいちょっと発芽不良となっている状況のところには植え替えするとか、植栽を再度するとか、そういったことは考えてないのかどうか伺います。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。植え替えは計画というか、方針として植え替えしたいという方針は持ってはおります。

ただ、いかんせん予算が伴うことでありますので、その予算の範囲内で対処するというところに現在はなるのかなと思っております。

また、先程の年間200万円の予算の件なのですが、それは仲田集落、諸見集落、内花集落の範囲内にある林帯の管理費のみで、他の集落には一円も投じておりませんので、本当は全域に投じたいんですが、村の財政事情もあることから、財政側と相談して、それぐらいは管理していきたいという予算額が現在の200万円ということでありますので、その財政事情を考慮しながら、また相談して、それが積み上げることが可能なかどうかは、今後相談していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

少しは安心します。というのは植栽の見込みを考えていると、そうしなければ、この7種類植えた木の状況はほとんど確認できませんよね、そういうことで残っているのは大木となる、中木となる、3種類の7種類だと思いますけど、ほとんど低木はないような感じがします。おおきいものは、フクギとか、テリハボクぐらいがようやくみえるぐらいで、その辺りいま予算のことをおっしゃっていましたので、ぜひ一回ではなくてもよろしいですので、年々少しずつでもよろしいですから、なんとかぜひ植え替えしてもらって、防風林の効果が出せるようにやってもらいたいと思います。

こういうことで少ない農地を提供して整備してもらった林帯整備に農家として不満を漏らす方もたくさんいます。実際、風も受けているかもしれません。そういう林帯の役目を果たすために農地の保全に尽くして、農産物の増産に繋げることをぜひ期待していますので、ひとつ頑張ってくださいお願いしたいと思います。以上で、私の質問を終わります。有難うございました。

議長（宮城安志）

これで、伊禮正徳議員の質問は終わりました。

次に、2番宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、老朽化した公共施設の整備について質問いたします。

本村の仲田港を中心とした臨海施設は仲田港ターミナルを初め臨海体育館、屋内プール、屋外ステージ等の臨海ふれあい公園が整備され、多くのイベントや修学旅行生の受け入れに寄与してきました。

しかし、施設は整備から既に25年以上経過している上、塩害被害等もありターミナルでは赤瓦が剥離し無残な姿をさらしています。

また、体育館では外壁のコンクリートが剥離し玄関や出入口に落下しており、大変危険な状態であります。

そこで村長に伺います。この仲田港ターミナルを初めとする臨海施設については、平成28年度において、伊是名村臨海施設機能強化基本計画を策定し、各施設の修繕等により機能強化及び長寿命化を図り将来的な財政負担の軽減を図るとしてはいますが、これまでほとんどが実施されていません。

この危険な公共施設を基本計画に則り改修し村民の生命及び財産を守るのが最優先だと考えますが、村長の任期最後の年に実行する考えはないか伺います。以上です。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

宮城義秀議員のご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、仲田港ターミナルや臨海ふれあい公園施設等については、整備から25年以上が経過し、老朽化が著しい状況となっており、早急な修繕や再整備が必要というふうに考えております。

平成28年度において、伊是名村臨海施設機能強化基本計画が策定され、それに基づいて公園ケアラーの健康広場では一括交付金を活用して、遊具等の整備を令和3年度に完了したところであります。

今後も基本計画に基づき整備を進めていく考えではありますが、国や県との調整において臨海施設の一部においては機能強化ではなく、維持修繕の範疇で

はないかとの厳しい意見もいただいております。今後は、計画の精度を高め、できるだけ補助事業メニューでの整備ができるよう努めてまいります。公共施設の長寿命化を図る観点から起債事業での修繕も視野に入れ整備に努めてまいります。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

ただいま昨年度においての遊具の敷設など一部進められているということではありますけれども、一部その長寿命化計画の中にはありませんけれども、何が優先なのかということをごひもう一度考えて、いま建物が壊れ、コンクリートが落下しているということで、体育館においてはトラロープが張られて封鎖されている状態です。

今日も施設を議員で確認したところ、体育館内部は天井が剥がれ落ち、雨漏りが酷く、実際には体育館自体が使えないと、そういう状態まで来ているのに、そこをおいて別のものからやる。私はこの基本計画の中でも一番危険なものからやはり事業の順位をつけ整備していくべきではないかと思っております。

このことについては、令和2年において前川議員が休館している臨海プールの改修についても質問し、私も農村公園の遊具等の危険が迫っているということも質問しました。

そして昨年度の子ども議会においても、子どもたちが体育館のガラスが割れたままになっている。各集落の公園の遊具が壊れたままになっているという指摘がされております。その中でやはり村はそういう指摘のある危険なものから村民の生命、財産、安心して住める、そういうものを優先的に整備すべきではないかと思っております。

既にこの基本計画は28年度から作成されておりますけれども、ほとんどがまだ危険除去にはなっていないと思っております。

本年度、5年度の予算において、体育館の機能強化基本計画の発注が予定されていることは大変喜ばしいことだと私も思っておりますけれども、でもこれの実用化に向けての事業のメニュー、そしてターミナルビルや他の施設におい

ての事業化の目途、実際の補助メニュー等は一切示されておりません。

その中で、私が知る限りではターミナルビルの赤瓦の剥離とか、そういったものについては、既に一括交付金で他の市町村で実施済みであります。このことは再三にわたって各担当にお話をしております。

ですから、取り組み補助メニューがないというふうな話が多々あるんですけども、実際には既に取り組んでいる市町村もあります。そして聞いた話によりますと、北部振興事業ですか、北振事業においても一部の機能強化が認められるものについては、事業可能だというふうなお話もいただいております。

このことについて、どういった事業が可能なのか、事業を担当している所管課長、ぜひ一括交付金、それから北振事業、その他一般の事業では考えられないのか、その辺について担当部署の方から事業のメニューについて伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えします。いま臨海ふれあい公園の整備についてですけれども、いま北部連携振興事業が令和4年から10年間事業が始まるということで、この事業計画に令和5年を新規に要望で臨海ふれあい公園の要望を挙げております。

実際、中身については、これからの調整になるわけですが、これが採択になるかどうかというのはまだこれからの話です。以上です。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。先程、企画政策課長からありましたように、今回、公園費の方で臨海施設機能強化の一部改定ということで、いま議員おっしゃられた体育館施設等々、その辺のことにしてもさらに詳細に北部振興事業にのせていくために計画策定、そういったことに力を入れて令和5年新規に向けて進めていきたいと考えております。

また、企画の方との調整でターミナルの修繕に関しては、議員おっしゃられ

たように一括交付金等で活用している市町村があるということで、そちらの資料も現在取り寄せておりますので、その特別枠等々にエントリーできる形で今後進めてまいりたいと思います。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

北部連携事業の方で体育館なり、臨海施設の方は要望しているということで、これは嬉しい話であります。

また、一括交付金でターミナルビルの方も既に他の市町村では実績があるということでありますので、ぜひ、うまく取り込んで本村でも危険な状況にあるものから優先順位をあげてぜひ取り組んでいただきたい。

そして我々としても提案ではありますけれども、ターミナルビルについては、既に赤瓦がほとんどずれて大変危険な状態で近づいてみないとよくわからないということでありますので、まずは提案でありますけれども、瓦を撤去し、防水工事を行った上で、今度赤瓦はのせるのではなくて、我々の郷土の版画家でもあります名嘉睦稔さんに素晴らしい絵を描いてもらって、村の歓迎のイラストと言いましょうか、これまでも彼は本村の役場の車をエコカーとして補助事業で認めてもらうために彼の絵が採用されて公用車にも描かれております。

そういうことで、やはり補助事業に向けた考え方、取り組み方によっては、それが補助メニューにもなり得るという事例もございますので、そういう奇抜なアイデアもまず国、県にもぶつけて、ぜひ頑張ってもらいたいなと思いますので、商工観光課長、ぜひ、そういったアイデアもあるということも頭に入れて頑張っていたいただきたいと思います。

それから各農村公園の遊具等につきまして、これまで何度か質問、そして子ども議会でも質問が出ておりますけれども、危険な遊具の方は、いま総務課の方で撤去されておりますけれども、その後の遊具、それから施設の整備、公園の方も古いものは58年度から整備したトイレや、そういったコンクリートの施設もあろうかと思えます。

そういったものについても以前は農村公園、農林水産省の補助メニューに

あつてすべての公園が整備されたということは私も覚えておりますけれども、そのことについて補助メニュー、その当時の農林水産課であったメニューで公園整備、それからいま各集落で問題になっております集落道、こういったメニューがその当時はいろいろあつて、それで本村の集落内道路、それからいまの公園整備、そういったいろんな施設を整備した経緯がありますけれども、そういった補助メニューはいまないのか。農林水産課長、よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）
農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。集落道整備事業については、現在も補助メニューとして存在します。農村公園という補助メニューについては廃止になっております。以上です。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

集落道整備については、補助メニューがあるということでありましてけれども、このことは水道のこれまでの配管工事において、水道工事が始まる前から道路の舗装工事はどうするのかと。完了次第、何らかの補助メニューで整備をするということは、これまで言っておられたと思います。

ところが、実際に完了してきた仲田地区を見ると、補助メニューがないということで単独で一部整備が新年度から始まるという話を聞きますと、どうもちぐはぐになっていないのか。再度、この辺どうお考えなのか。

いまは集落道といっても公道になってきているということで、この調整あたりは建設課長、農林水産課長、どんな感じで取り組み、村の中でこの道路は村道だから建設課がやるべきと考えているのか。

議長（宮城安志）

義秀議員、老朽化した公共施設の範囲内に入っている質問で。

2番（宮城義秀議員）

私は、ちょっと付け加えますけれども、伊是名村公共施設等総合管理計画、

これは平成30年度において既に整備されております。この中において、公共施設というのは、このインフラ施設も全部含めてのことです。よろしくをお願いします。

そういうことで、村の公共施設、インフラ施設、道路、それからいろんなものが含まれております。このことは村が既に計画をどういうふうにするのか、整備計画を立てております。その中でこれからの50年の計画、長寿命化をどう図ろうということが既に打ち出されております。

50年でその当時で約360億円の施設が建替えでかかる。いまの単価でいきますと、約2倍ぐらいの単価になりますから800億円ぐらいかかると。

そのうち既に製糖工場、中学校、小学校、今年役場発注ということで、概算でいくと150億円ぐらいはなくなるだろうと、あと水道の管路施設、そういったことを踏まえると、既に200億円とか、まだ計算は全然できてないんですけれども、そういうふうな形で大きな金が動く計画が既に30年度においては作られて、順次これを長寿命化で延ばしていきましょと。コンクリート施設で47年から50年の耐用年数ということで、これがそろそろほとんどの施設で耐用年数が近づいているということでもあります。

これに向けて長寿命化で寿命を延ばして、できるだけ集中的に整備はしないようにしましょということに取り組んでおります。

だけど、なかなか新しいものはどんどん最近建てられているんですけれども、この危険なものについて、補助メニューが探しにくいから、そういったこともあるのかわからないんですけれども、置き去りにされて、体育館みたいにもっと早く修理しておけば、大したお金がかからないけれども、いまでは天井が落ちそうになっているという非常に危険な建物になっているという状況を生み出していると思います。

ですので、あらゆる公共施設、インフラ施設も含めて、役場内でこの事業、この事業というのを皆さんで再度洗い直してほしいんです。そうすればいままいに単独でやる。そういったものがどんどん少なくなると思います。

そういうことで、補助メニューを各課長にはぜひ探してほしい。この前までは農林でやっていたものがいま管理は村道で建設課がやっている。その辺のこ

とで向こうのメニューについてはわからないと、こっちのメニューについてはわからない。そういうことがあり過ぎるのかなと、私は感じております。

ですので、この件については、ぜひ皆さんで考えてもらって、早めに補助メニューで対応していただきたい。いつも答弁は、補助メニューがないので前に進まないという答弁が多いです。

そのことについて、村長もう一度、ぜひ補助メニューを早めに考えて、危険なところから優先順位をつけて実行に移していくと、もう最後の年でありますので、このことを道筋と言いましょうか、ぜひ、それを後輩たちにも受け継いでもらうためにも、村長の残り半年でその道筋をぜひ述べていただきたい。村長、よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

任期が残り少ないわけですがけれども、また、私の思いとしましては、いま議員ご質問にあったような形で、今後公共施設の整備はしていく必要があるというふうに思っております。

その観点から、関係各課にはそのように伝えて、ぜひ実効性のある計画を立てていきたいと考えています。

議長（宮城安志）

2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

村長、有難うございます。ただいま村長からもありましたように、ぜひ絵に描いた餅の計画ではなく、実効性が伴えるよう村長がこの道筋を立てたと私は思っておりますので、危険なものから優先的に実施をしていくと、その思いをぜひ各課長で共有していただいて、体育館なり、ターミナル、危険な建物を最優先にして事業の実施に取り組んでほしいということを願ひまして、私の質問は終わります。以上です。

議長（宮城安志）

これで、宮城義秀議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時 0 3 分

再開 午後 3 時 1 2 分

議長（宮城安志）

再開します。

次に 6 番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

それでは、通告書にて質問いたします。質問事項、役場職員の退職者増について。質問の要旨、去年、今年と役場職員の退職者が多くなっているようですが、このような事態を村長はどう考えているのかお伺いしたい。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江源也議員のご質問にお答えいたします。議員ご質問にありますように、近年、役場退職職員が増加傾向にあり、特に今年度は行政事務 6 名、保育士 2 名の 8 名が退職を希望しております。

特に若手職員を中心に普通退職者が多く、私共も予想外のことで戸惑っております。

このことについては、村としましても由々しき事態だと認識しており、労働環境や待遇の不満、またはコロナ禍における外出規制や活動の制限によるものかなど、原因究明として今後の環境改善を図る参考に資するため退職の理由について、退職者個々に面談を行っております。

結果は、家業を継ぎたい、結婚を機に退職、子どもの教育のため、事務の仕事に向いていないなどが挙げられ、また、以前から退職を計画していた職員も数名おり、今年度はそれが重なったことが要因だと受け取れます。

また、全国的に見ても、公務員の 20 代以下の離職率が上昇している傾向にあることから、本村においても今後もこういう傾向が顕著に表れる可能性がありますので、職員のワークライフバランスの充実やストレスチェックなど、産業医等を活用した相談体制づくりを行い、働きやすい職場環境づくりを目指し

ていきたいと考えております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

ある程度わかりました。まず、一つお聞きしたい。役場職員の採用の方法と言いますか、役場の職員はどのようにして採用されているのか。例えば、試験で、この試験は誰が採点し、合否は誰が判定するのか。採用決定をするのは誰がするのか、その辺をちょっと教えて下さい。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

それでは、お答えいたします。採用の件に関しては、まず募集をかけて、その中で最初は一次試験、教養試験、それから近年では職場適応検査というものを行っており、その後に合否の判定をして、その後にまた二次試験ということで面接を行い、採点については試験センターというのをごさいますて、そこで採点をして、それから適応性検査についても同じくそこの方で検査をして、村の方に結果が送られてきて、それと合わせて採点結果をまとめて、それで合格ライン、基準、教養試験のラインがありますので、それぞれの結果をまとめて、それを報告して、村長、副村長の方で合格者の判定を行っているという流れになっております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村長、副村長などがこの合否判定のときに直接本人と会って採用は決めるわけではないですか。

議長（宮城安志）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

面接については、3名から5名程度の面接員で行います。その中に副村長も

メンバーに入っております、村長の方は直接は入っておりません。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

企業などではある程度面接をして、面接の方でトップとかの判断で決めている場合もあると思うんですが、役場に関しては、そういう判断はないんですか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えします。専門職とか、そういった職については、ある程度選考採用ということもあります。しかしながら、試験採用の場合は、これは試験センターから答案がまいります。それを試験委員会がチェックをして、さらに選考会の中でそれをどうするかというようなことをやって、その結果を私の方に報告が来るわけでありまして、私の方が先覚的にやるということではありません。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

なぜ村長こういう質問をするかと言うと、最近、役場を辞める人が多いんですという声が結構たくさん聞かれるんですよ。しかもまた30代の島の若い、バリバリの青年たちが多いというふうに分かるんですよ。

以前は、豚や山羊など殺して村中でお祝いしてくれたような、それだけすごい公務員というのは、役場採用になるということは、それだけの仕事なんですよ。それを退職するまでの仕事なのに、それを途中で辞めていくということは、本当に大変なことだろうと思うんですよ。よっぽどの決意、覚悟では辞められないと思うんですよ。そこで村長そのことに対して直に退職する人に聞いたことありますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程、答弁申し上げたように、村長就任しまして、どういう経緯で退職するのかと、その事情を詳細に聞いて案内しています。

このことは一身上の都合ということでありまして、また、それを突っ込んで私の方が引き止めるということも人権問題に関わることであるし、なかなか難しい面があります。

そういうことで、本人の都合を私たちは重視するということで、これまでの退職届けを受理しております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

個人の事情とか、いろいろその辺はわかりますが、でもある程度のことは無理にでも聞いておかないと、今後、退職者が増にならないような対策とかは取れないと思うんですよ。

村長、去った子ども議会の中でもあったんですけど、島に帰ってきたい。島に帰ってきたら仕事は何に就きたい、一度は公務員になりました。次、保育士、そういうことを子ども議会の子どものアンケートの中でも言っていたんですよ。だから村長、今後、職員採用などは長期的なことを計画的に考えて採用すべきではないかと思うんですよ。

村長が約20年になりますけど、当初からそういう計画を立てているのであれば、僕は今頃はいいバランスが取れた年代層であったのではないかとも思うんですけど、その辺のところ村長ひとつどうでしょうか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

本人からの退職届けを受理するまでは、私共も引き留めて、なるべく退職しないようにというふうな話を進めております。

先程申し上げたように、これは一身上の都合ということで、いろいろと都合があつて、どうしてもやりたいということで、最終的には退職届けを受理する

というふうになっております。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村長、今後の対策として一つお願いしたいんですけど、毎年どうにか島の出身者を何名か採用するということはできないのか。そういう権限はないのですか。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

いま権限とおっしゃいましたけど、私共に与えられている権限については、これは先程言いましたように職員を採用するには応募をして、公募をして、そして応募してくれた方に試験を受けてもらおうと、その試験の結果は試験員の皆さん方が採点をして、いろいろと総合的に合格の可否を判断するわけです。

私は、それを受けて採用に至るわけでありまして、私が独断で誰々を採用する。島の出身を採用する。そういうことは全くありません。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

村長わからないということで理解します。しかしながら、いろいろ今後のことも考えて、島の人間を多く採用するためには、待ってるだけではだめと思うんですよ。いろいろ調べて、各親御さんなんかと調整しながら、島に呼んできて試験をできるだけ受けさせてもらおうとか、待っているだけではダメで、直接こういった営業みたいな感じのものをかけてやっていくのも一つの手ではないかと思うんですけど、いかがですか、村長。そういうやり方は。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

先程答弁しましたように特殊な資格を持っている方とか、そういう方がいる

場合は、ぜひ採用したいというふうな部署が出てくれば、これは選考でやる機会もあるわけです。

しかしながら、採用については、これは公平さを欠いてはいけないということで私共は進めておりますので、これまでどおり試験を受けてもらって、そしてその試験の結果を判断をして採用するというようなことでありますので、島の出身とか、島にいる方とか、そういうことが優先にできるというふうには私は考えておりません。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

私も優先にというわけではなくて、できるだけ呼んできて試験を受けさせてもらって合格させるようにとの考えなんですよ、村長。いま言っている意味はわかります。優先とは言ってないですよ。

いろいろこういう人事のことは難しいと思うんですけど、なるべく今後そういうふうにしていかないと、長く職員も続かないと思うんですよ。こういうことを実際に行っている自治体もあるんですよ、村長。ご存知でしょうか。こういう感じで島の人を呼んで、試験をいっぱい受けさせている自治体があるんですけど。。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

職員採用というのは、あくまでも公平さを欠いてはいけないということが私は大事ななというふうに考えております。そういう観点からして、特に優秀な方がおられるのであれば、それは試験に応募してもらって、試験を通して採用するということが考えられるわけでありまして。

議長（宮城安志）

6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

先程から何度も同じようなことになっていきますけど、いまの島の役場を見ていた

ら、年齢層のバランスがきれいに取れているとは思えないですね。

だから計画的な採用をしてないということになっていると思うんですよ。その辺はさておいて、今後は計画的に企業であるならば、中間層がないのであれば、また、ヘッドハンティングもするし、引き抜きもするし、そういった空いている部分は、こういうふうにして人材を入れるとかという方法もあると思うので、その辺も考えて、今後の人事採用とか、そういった職員の育成も考えていただければと思います。

任期最後の年にはありますけれども、村長、そういうこともいろいろ考えることを検討願いまして、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

答弁はよろしいでしょうか。

6 番（東江源也議員）

検討願うことを願いまして、それ以上はいいです。

議長（宮城安志）

これで、東江源也議員の質問は終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散会（午後 3 時 3 0 分）

令和4年第1回伊是名村議会定例会会議録 第4号					
招集年月日	令和4年3月18日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年3月18日	11時01分	議長	宮城安志
	閉会	令和4年3月18日	15時20分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席8名 欠席1名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	欠席
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	出席
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

7番	伊禮正徳	1番	前川秀和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長	奥間守	建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年3月18日

教育委員会委員の任命について
監査委員の選任について
伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議
一般質問
閉会中の継続調査申出書（総務常任委員会）
閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）

令和4年第1回伊是名村議会定例会議事日程（第4号）

1. 開 議 午前11時1分

2. 付議事件及び順序 令和4年3月18日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1	同意第1号	教育委員会委員の任命について
2	同意第2号	監査委員の選任について
3	発議第1号	伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例
4	発議第2号	ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議
5		一般質問
6		閉会中の継続調査申出書（総務常任委員会）
7		閉会中の継続調査申出書（経済建設常任委員会）

令和4年第1回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
東江克伸	フェリーの航路変更について	村長
東江清和	1. 伝統文化の支援について 2. 伊是名漁港内の景観保持について 3. 補聴器代の購入補助について	村長
仲田正務	一般廃棄物処理（コンクリート殻）ストックヤードについて	村長

議長（宮城安志）

本日の会議を開きます。

（午前 11 時 01 分）

ただいまの出席議員は 8 人です。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第 1

同意第 1 号・教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第 1 号・教育委員会委員の任命についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、伊是名村字仲田。氏名、西正幸。年齢、68 歳。

令和 4 年 3 月 11 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、教育委員会委員の任期満了（令和 4 年 3 月 31 日）に伴い、委員を任命する必要があり、本案を提出するものであります。よろしく願います。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第 1 号・教育委員会委員の任命については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第 1 号・教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

この採決を行う議員は、7 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番東江克伸議員及び1番前川秀和議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。事務局長、高良和彦君。

事務局長（高良和彦君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票の方をよろしくお願いいたします。

1番前川秀和議員、2番宮城義秀議員、3番仲田正務議員、5番東江清和議員、6番東江源也議員、7番伊禮正徳議員、9番東江克伸議員。

議長（宮城安志）

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。東江克伸議員及び前川秀和議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票結果を報告します。投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票、有効投票のうち賛成6票、反対1票、以上のとおり賛成多数であります。したがっ

て、同意第1号・教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

日程第2

同意第2号・監査委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第2号・監査委員の選任についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、伊是名村字諸見。氏名、高良修。年齢、65歳。

令和4年3月16日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、識見監査委員の辞職に伴い、新たに監査委員を選任する必要がある、本案を提出するものであります。よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

本案について質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第2号・監査委員の選任については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第2号・監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

この採決を行う議員は、7名です。

次に、立会人の指名をします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番宮城義秀議員及び3番仲田正務議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙の配付）

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(な し)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、高良和彦君。

事務局長（高良和彦君）

それでは、議席番号と氏名を呼び上げますので、よろしく願いいたします。

1 番前川秀和議員、2 番宮城義秀議員、3 番仲田正務議員、5 番東江清和議員、6 番東江源也議員、7 番伊禮正徳議員、9 番東江克伸議員。

議長（宮城安志）

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。宮城義秀議員及び仲田正務議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

開票結果を報告します。投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票であります。有効投票のうち、賛成7票、反対0票、以上のおり賛成多数であります。したがって、同意第2号・監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第3

発議第1号・伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。東江清和議員。

5 番（東江清和議員）

発議第 1 号

令和 4 年 3 月 1 1 日

伊是名村議会議長 宮 城 安 志 殿

提出者 東 江 清 和
賛成者 宮 城 義 秀
賛成者 前 川 秀 和
賛成者 東 江 克 伸
賛成者 東 江 源 也
賛成者 仲 田 正 務
賛成者 伊 禮 正 徳
賛成者 潮 平 所 の み

伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び伊是名村議会会議規則第 1 4 条の規定により提出いたします。

伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

伊是名村議会の議員の定数を定める条例（平成 1 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

現行、改正案が出ております。現行定数 1 0 人を定数 8 人とする。以上であります。

提案理由、伊是名村の議員定数については、人口減少及び財政規模等を鑑み現在の 1 0 人から 8 人にすることが妥当と考え本案を提出しております。以上です。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第1号・伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、発議第1号・伊是名村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4

発議第2号・ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。6番、東江源也議員。

6番(東江源也議員)

発議第2号

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年3月16日

伊是名村議会議長 宮城安志 殿

提出者 東江源也

賛成者 前川秀和

提案理由 ロシアに対し、ウクライナへの侵攻、軍事行動を直ちに中止するよう求めるとともに、政府に対し、残留日本人の安全確保に全力を尽くし、国際

社会と連携し、毅然たる態度でロシアに対して制裁措置の徹底及び強化を図り、ロシア軍の即時撤退を強く要請するため。

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議

去る2月24日にロシア連邦はウクライナへ軍事侵攻を開始した。市街地でも軍事作戦を展開し、多数の民間人にも犠牲が出るなど各国から非難が相次いでいる。

沖縄県は、県民を巻き込んだ地上戦を経た経緯から、我が国をはじめ、世界に向けて恒久平和を希求し発信してきた。戦後77年を経た現在においても、凄惨な戦争を体験した県民の心は癒えず、戦没者の遺骨収集、不発弾処理、軍事基地の返還と跡地利用など戦争に起因する問題を抱え今日に至っている。

そのような中、世界では今なお紛争や戦争が絶えず過ちを繰り返し続けており、今回のロシア連邦によるウクライナ侵攻は許し難い蛮行で、強い憤りを覚えるものである。

また、国連常任理事国であるロシア連邦による国際法違反及び国連憲章に反する軍事行動は、国際社会の秩序を乱す脅威として強く非難するとともに、このような自国主義を推し進める軍事行動が紛争問題を抱える国々の前例となり、自国主義を追求した武力行使が世界に波及することを強く憂慮するものである。特に国境に隣接する離島を抱え、広大な領海を有する本県が、不測の事態に巻き込まれることを強く懸念するところである。

よって、本会は、さきの大戦がもたらした先人の苦難と教訓をもとに、我が国と世界の平和と発展に資するために、東アジアの平和創造拠点づくりに努めることを宣言し、ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻により、ウクライナの主権及び国民の命が脅かされている事態を憂慮し、強く抗議すると同時に、国際法にのっとり、国際社会の結束と協調で平和的な手段による早期解決を求めるとともに、ロシア連邦が一刻も早く国連憲章に立ち返り、早期停戦し、ウクライナからロシア軍を撤退させ、世界平和を担う常任理事国として義務を果たすこ

とを強く求めるものである。

以上決議する。

令和4年3月16日

沖縄県伊是名村議会

あて先

ロシア連邦大統領

駐日ロシア連邦大使

以上。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。

お諮りします。本案について質疑、討論は省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。質疑、討論は省略することに決定いたしました。

これから発議第2号・ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号・ロシア連邦によるウクライナ侵攻に対し抗議し、早期停戦・撤退と平和的手段による早期解決を求める決議については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午後 2時00分

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5

これより一般質問を行います。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

皆さん、こんにちは。通告どおり一般質問読んでいきたいと思いますので、

よろしく申し上げます。

フェリーの航路変更について。本村の生活航路である伊是名、運天港間につきましては、昭和63年10月に、本部港から運天港へ変更した経緯があります。その理由については、時間の短縮や、これに伴う燃料費の節約、本部半島沖で時折発生する高波、台風時に避難する際に優先的に運天港の利用ができるためと聞いた記憶があります。

その他、様々な理由から変更したものと思われませんが、今のフェリーいげな尚円をもってすれば、当時危惧していた高波は難なく乗り越え、且つ航路時間についても、さほど超過することなく本部港に往来できるものと考えます。

そして、現運天航路と比べ、本部港周辺には数多くの飲食店やホテルが点在しており、また道路の拡張工事も進み名護市街地にも近く路線バスも運行していることから、立地条件に優れており、天気等の影響で欠航した場合も含め、村民及び利用者にとって利便性が高く、現在の運天港航路から本部港航路に変更し、利用者の利便性向上及び村の発展に資すべきと考えますが、村長の見解を伺います。

尚、現状のフェリーいげな尚円の構造では瀬底大橋の下を通過することは厳しいものと理解しておりますが、先に申し上げた、利用者の利便性向上及び村の発展を考慮すると、検討の余地があると思いますが、村長よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江克伸議員のご質問にお答えいたします。伊是名運天港間の航路については、議員のおっしゃるとおり、本部港運航時と比べ、時間短縮や燃料の節約、南、又は南西及び北西の強風時や台風前後の波浪時における船舶の安全係留等の観点、また名護市街への距離短縮のメリットから、昭和59年度より国や県、関係者との調整を重ね、昭和63年11月に航路変更が行われております。

現在、当時と比べ、船舶も大型化し、航行能力も上がっておりますが、運天港航路と比較し、乗船時間にして約15分程度は長くなる。瀬底島を迂回する

航路では約25分程度長くなると予想されます。

陸路については、国道449号線の拡張整備により、本部港へのアクセスは改善され、路線バスの運行や飲食店、ホテルも多く利便性は高くなると思います。

しかし、自家用車での移動では距離的、時間的には同程度と予想され、名護東道路の開通により、中南部地域から運天港へのアクセスは向上しているものと考えられます。

仮に航路変更を考えた場合、本部地域におけるバース整備が全く見通せない現状である上、現在、優先的に使用している運天港バースが使えず、台風時には羽地内海奥地まで操船して行かなければならず、しかも台風が収まるまで非常事態に備え、エンジンをかけ続け、船員は船上で待機しなければならない事態になり、船員に肉体的、精神的過重な負担をかけてしまうこととなります。

先程答弁しましたように、瀬底島を迂回した場合、航行時間が約25分長くなり、1往復で約50分、現航路より時間が多くかかることとなります。その分、燃料費も倍増する上、利用者にも過重な負担をかけることになるものと見込まれます。

したがって、現在の運天港航路を本部港航路に航路を変更するには、村民や利用者の皆さんの合意形成を図ることがかなり困難であると考えており、現時点で航路を変更することについては、大変厳しいというふうに考えております。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

確かに村長がいまおっしゃったとおり時間もかかると、燃料費、経費もかかるということですが、このまま運天港航路でやっているのと、あまり村としてメリットがないような気がするんですね。

本部港には官民連携による国際クルーズ拠点形成事業があるというふうに聞いております。そこには20万トン級のクルーズ船が寄港するバースも造ると、ターミナルビルも造るとのことまで聞いております。

また、本部港周辺には美ら海水族館に行かれる観光客の方も結構通っていきます。観光面でもうちの村はものすごくメリットがあると思うんですけども、例えば本部町、伊江村、伊是名村、伊平屋村も本部港に就航したと考えて、あの周辺に道の駅とか、物産センターを造ろうと思えば造れるのではないかと、そこで島の農産物の販売もできると、売上向上にも繋がり、新しい島の産業もできるのではないかと思います。

いま現在、運天港でやっているいいな運天港まつり、それも本部港で4市町村でできればインパクトのあるまつりにもなると思いますけど、経費よりは、我々村のこれからの5年、10年後の未来を考えると、本部港の方が絶対いいのではないかと思いますけど、村長、いま僕は結果を出さないでいいと思うんですけど、5年、10年後を考えて検討しますでいいのではないかと思いますけど、村長、もう一度、いま本部港でこれぐらいメリットがあるということで、結論はあれですけど、検討するぐらいはいいのではないかと思いますけど、村長よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えします。確かにいま東江議員がおっしゃったように、諸々のメンテは生じてくるだろうというふうに予測されます。

しかしながら、先程申し上げましたように、船舶船員の福利厚生とか、あるいはまた利用者村民に過重な負担が増大するということは、当然これは予想されることでありますし、また、昨今の燃料の高騰等からしますと、諸経費がかなりこれは高くなるのではないかとということもあります。

なにはさておいても村民や利用者が本当にこれでいいのかというふうなことを考えますと、私としては現航路を維持していきたいというふうに考えています。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

村長、任期中には航路変更の決断はしないということで理解してよろしいですか。議長、ちょっと休憩をお願いします。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後２時１０分

再開 午後２時１１分

議長（宮城安志）

再開します。

９番、東江克伸議員。

９番（東江克伸議員）

では、副村長にも同じ話をちょっと聞きたいと思います。今年９月村長選に出馬するという話も聞いていますので、当選した暁には、いま航路変更についてどういうふうに考えているか、お願いします。

議長（宮城安志）

副村長、奥間守君。

副村長（奥間 守君）

いまの段階で、仮定、想定の話をするのもちょっとどうかなとは思いますが、いまの本部港航路への変更については、先程村長から答弁ありましたとおり、住民の理解とか、住民からもあそこがいいというふうな意見等も多々あるんでしたら、その辺は検討していく必要があるのかなというふうに考えております。以上です。

議長（宮城安志）

９番、東江克伸議員。

９番（東江克伸議員）

なかなか厳しいお答えばかりでちょっと残念なんですけど、村民の方からいろいろあれば、そういうことも考えるということですので、ちょっと私の方から提案というか、航路変更については、例えば住民投票などをやって、村民に問うのもいいんじゃないかと思えますけど、本部港の方が５年後、１０年後、伊是名村のためになると思っております。

我々伊平屋村、伊是名村合併についても住民投票しました。そして安愚楽牧場の誘致も住民投票しています。今回も今年度なのか、来年度なのかよくわかりませんが、この航路変更について直接村民に聞いて聞いてもいいんじゃないかと思いますけど、村長その辺どうですかね。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えします。先程から答弁しているとおりでありまして、私としては、いまの状況を考えますと、住民投票をするのかどうかということについては、私は任期中はできないと、私自身としてはそう思っております。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

万事休すですね、わかりました。この件はいろいろ僕は村民から本部港がいいんじゃないかということをよく耳にして、ちょっと頑張っただけということも聞いてくれということもいろいろありましたので、僕も本部港の方が絶対いいとは思っていますので、我が村も5年、10年後、その先を考えてやってもらえればなと思います。

次に期待しますので、今回はこれで終わりたいと思いますので、有難うございます。

議長（宮城安志）

これで、東江克伸議員の質問は終わりました。

次に、5番東江清和議員。

5番（東江清和議員）

それでは質問をしたいと思います。まず、質問事項、伝統文化の支援について。質問の要旨、令和4年度施政方針、主要施策の2、「教育・文化・生涯スポーツの振興」についてお伺いします。

まず1つ目、生涯学習の充実について、「村民のニーズに応じた講座や教室の開設並びに事業の実施をされてきた」とあります。これまでどのような事業

が実施されてきたか。令和4年度はどのような事業が予定されているのかお伺いいたします。

次に、「村内在住の文化・伝統等、専門的な知識や技術を持った方々の連携、各種活動の指導者の養成や確保に努める」とありますが、どのような団体、どのような活動のことを言っているのか、お伺いいたします。

次、2点目、伊是名漁港内の景観保持について。伊是名漁港周辺は、漁業環境事業で造成された公園、伊瀬名ナート、伊瀬名湊橋、観音堂（伊瀬名堂）、水産物加工施設など風光明媚に優れた伊是名集落と一体化する観光名所でもあります。

漁港内白地において、浚渫石材や雑草、ギンネム雑林などに覆われ周辺環境に非常に悪影響を及ぼしております。本来なら目的があり漁港整備をされてきたと思われませんが、どのようにお考えなのか。

次、3点目、補聴器代の購入補助について。補聴器が必要な高齢者の経済的負担を軽減する目的に、令和3年度8月から那覇市が補聴器の補助の実施、令和4年度に南風原町も同様な制度が4月から取り組む予定で進められているようであります。

高齢者の難聴は認知症などのリスクを高めると指摘され、補助を受けた人たちから好評を得ているという新聞記事の内容がありました。

身体障害者手帳が交付されている高度、重度の難聴者が補聴器を購入するには障害者総合支援法による補助制度があるようであります。身体障害者手帳に該当しない中等度、軽度の加齢性難聴者は補助対象外のため、価格が高価で数万円から数十万円の補聴器の購入は高齢者にとって経済的負担から購入を控えているという方が多いようであります。

そこで、各自治体に補聴器の購入の取り組みについて、新聞社から聞き取り調査が行われたようであります。本村はその件についてどのように回答されたのか、お伺いいたします。

まず、1点目、中程度、軽度難聴者の把握について。2点目、補聴器使用が必要とされる需要調査について。3点目、補聴器代の購入補助について、以上お伺いいたします。以上です。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、東江清和議員のご質問のまず1点目、伝統文化の支援については、教育長の方から答弁させることとしますので、よろしく願います。

2点目の伊是名漁港内の景観保持について、お答えいたします。ご質問にあります箇所については、以前に水路工事や漁港整備にて発生した石材等が積み残されている部分のことだと思われませんが、伊是名漁港施設用地等利用計画上、漁具保管修理施設用地として指定されています。

将来的には、計画上の用地として利用される予定であります。現在は石材等の野積み場として使用されていて、議員ご指摘のとおり、雑草や雑木等に覆われている状態になっていることは承知をしております。

村としましては、土地利用計画に沿った利用を行うため、撤去等の対策を取っていく必要がありますが、撤去に要する費用が高額の上、処理場についても合わせて検討する必要がありますがごぞいます。

将来的には、漁港海岸整備事業で実施している埋立予定地の埋立柱材として利用できないか検討してまいりたいと考えていますので、ご理解のほどよろしく願います。

議長（宮城安志）

3点目の補聴器についてはまだですので、願います。

村長（前田政義君）

どうも失礼いたしました。3点目の補聴器購入補助等についてお答えいたします。

まず、1の中程度、軽度の難聴者については把握しておりません。しかし、住民健診や訪問事業などにて面談した際に少し耳が聞こえにくい方や難聴気味の方については、視診にて確認して把握している状況であります。

2の補聴器使用が必要とされる需要調査についてであります。これまで調査を行ったことがなく、今後の実態把握を先に行っていきたいと考えております。

3点目の補聴器代の購入補助については、先だって新聞社のアンケートには、現在、予定はないと回答しております。

実施の2市町については、65歳以上の住民税非課税世帯で、身体障害者手帳に該当しない中等度の難聴者を対象にしており、難聴によりコミュニケーションが取りづらいことで、認知症になるリスクや認知症の進行が進むということで、認知症予防対策に取り入れているようであります。

本村の補聴器購入補助については、議員ご質問にありますとおり、軽度、中等度の方がどれぐらいおり、補聴器を必要と感じている方がどの程度おられるのか、実態を把握し、検討してまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

次に教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

それでは、東江議員質問の伝統文化の支援についてお答えします。

まず、これまでに実施された社会教育事業についてであります。これまでに実施された社会教育事業は8教室あり、そのうち文化的事業ほかコーラス教室、大正琴教室、尚円太鼓教室、三線教室、レクサークル、フラダンス教室の6教室、教養的教室が習字教室、英会話教室の2教室であります。

また、令和4年度に実施を予定しているのが住民から要望のあった大正琴教室を予定しております。

次に、活動を行う団体についてであります。伊是名村には楽器演奏、唄、琉歌、舞踊、棒術、伝統料理など数々の素晴らしい伝統文化があります。このような伝統文化を継承発展させていくためにも、子どもたちをはじめ、関心のある村民に学ぶ機会を作ることにはぜひ必要ではないかと考えております。

議員の質問にある特定の団体があるのではなく、教育委員会としましては、地域に在住する伝統文化に精通している方々を指導者として依頼し、指導可能な伝統文化に関することを村民や子どもたちへ指導することで、文化の継承及び指導者の育成が図れるものと考え、実施を検討してまいります。以上です。

議長（宮城安志）

東江清和議員、提案です。1点ずつ終わらせていきましょう。まず、伝統文

化の支援について、まずお願いします。東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは施政方針の重要施策の中でも伝統文化を支援していくということがあって、予算書を拾い上げていろいろ見たんですが、施政方針と予算書との整合性が整ってないというのがありました。

言葉では、こういうような謳い文句を謳っているんですが、令和4年度の予算書を見ると、生涯教育、教育関係では、そういう団体が見えない、及び予算の計上が見えない、特定な事業、どういう事業を行っているかも見えてこないわけです。

それからしますと、予算書をいま見ますと、主にやっているのは青年団協議会の10万円と、あと子ども会育成連絡に5万円、あと尚円太鼓5万円、あとは費目存置が主です。

ですから、施政方針との絡みが、私はそこを聞いたかったわけですよ、その1点。

先程、教育長は、三線、琴、これまではやってきたということをおっしゃっておりましたが、予算書から反映しますと見えてこない。同時に予算書、私、新年度にかかる予算、令和3年度の予算、令和2年度の予算も掘り下げてみますと、同じようなことで大まか支援らしき助成事業、負担金、助成金、こういうものではないわけです。

それからすると、いま教育長がおっしゃるような、主にこういう事業に積極的に支援をしてないではないかということが伺えるわけです。

いま教育長の話もありましたが、島にはたくさんの民俗文化があるわけですよ。例えば、旧暦事業としましては、順を追って時系列で述べますと、旧6月にやっているウンナー、字としては大きな行事であるわけですよ。このウンナーは、稲わらを農家の方から無償で支援していただいております。それで大綱を作ると。及びその中でまた引くまでの間にガーエーをすると、ガーエーをするには、いろんな伝統文化、三線を弾く地方の養成とか、これは各集落でみんなやっているんですよ。及び、このウンナー事業については観光団も呼べるぐらいの一大行事で、島の行政が金かけても、いくら旗を振ってもお客さん呼べ

ないわけですが、このウンナー行事では、観光団を呼べる。観光と一体化した事業で区独自でやっているわけです。

そのような事業、ぜひ民俗文化の支援、だんだん後継者もいなくなりまして、あるいは指導者もいなくなっているわけです。いまコロナ禍でこういう事業は自粛をしているんですけど、これまでやってきました。

その中でいま言う村予算、生涯学習、あるいは村から支援されて、助成されてきたという事実は、そんなにこれまでなかったわけです。そこからしますと、ぜひ、こういう民俗文化を保存継承のためにも後押ししてやっていければと思っております。

それから旧暦の8月になりますと、8月のむらあしび、そのあしびも地域に伝統として残って、3年に一回はする。あるいは区長の任期中に一回は組踊をすると、あるいは8月あしびの中でも、お芝居、それから棒術、各地域のエイサー、それから勢理客ではティルクグーチーこういうのもあります。

そのようなものを後押ししないと、だんだん文化が廃れてなくなっていくわけです。そういうことで、こういう団体もぜひ後押し、予算にも計上して、施政方針と整合性の取れたような色に見える後押しをぜひやってほしいと思いますが、その辺、教育長もう一度よろしくお願いします。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

東江議員の質問にお答えします。確かに地域を確かめて日々感じてきたんですけど、それぞれ伊是名の各地域のウンナーとか、ガーエーとか、あるいは豊年祭、エイサー、それぞれ素晴らしいものがあります。それに対して後継者が減っているという状況の中で、委員会としてはこれから予算化、補助できないか検討していきたいと思えます。

それとまた今年度やる予定の教室として予算化されていないとあるんですけど、今年度はまずは皆さんがどんな教室ができるかを検討して、それをまた予算化して、さらに次年度あたりに実施していこうと、予算化に向けてやっていこうと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

地域には、こういう文化を絶やしてはいけないということで、自らいろいろな教室を作ってやっております。例えば、伊是名区ですと、既に5年、6年ぐらいになりますか、当時の山内区長が筆頭になって、琉球舞踊団を連れて来て、三線、ジカタする人も少なくなってきたと、これには指導者を添えて正式にやらないといけないということで、もう5年も三線教室を週2回これまでやってきました。いまでは、ある程度の催し物、お祝い事、あるいは地域に残る伝統の裏方、行事裏方これも弾きこなすぐらい成長してやっているわけです。

そういうことで、地域では既にやっているわけです。そういう人たちを後押しして、ぜひやっていけたらと思います。

それには公民館を週2回ずっと開けるわけですから、となりますと伊是名はいま12～13名いるわけですが、その会員の中には全然話も知らなかった人たちも一緒になって、いまは弾けるようになっていっている。週2回開けるわけですから、公民館の維持光熱費、これも大変だということでいろいろ指摘はあるんですけど、こういう中でいまやっているわけです。地域の伝統からまずやろうと、伝統的にやっているエイサーを含めて、ガーエーも含めて、あるいはまたこの時期時代の唄があるんです。例えば旧暦の何月には何唄でウカリーをつける。あるいはガーエーはどの唄ですと、歌詞と三線も一体となつてのやり方の指導もやっいまある程度こなせるようになっていっている。

ですから、そういう既成のある団体をぜひ見つめ直して、各区にこういう何らかの助成をやっていただければと思います。

いま教育長は今後考えていくということでもありますけど、ぜひ、お願いします。

そしてこの事業には例えばウンナーにもいま伊是名の予算を見ますと、約10万円ぐらい、8月にも20万円ぐらい区から予算計上、合計で30万円ぐらいなんですけど、この事業を割り振りしてやっているんですが、これでも足りなくて、区民から特別徴収、及び寄附金で経費を賄っているわけです。例え

ば組踊するとなると、一大行事、結構金かかりますので、練習経費とか、稽古経費がかかります。

そういうことで、区民も実際出費をしながらやっている状況でありますので、ぜひ、教育長、こういう伝統文化を見つめ直してやっていただければと思います。

例えば、最近ですと、私ちょっと絵を描いているものですから、お客さんを呼べないということで、お客さんが描いたような感じで、リモートでお芝居をして、このリモートを中継する費用あたりは県の補助事業を取って、リモートで公演をするということもやっていますので、これまた民間団体が相当支援しているんです。こういうのをやれば補助金がありますとか、民間資金とか、あるいは県の資金とかありますので、ぜひ県ともタイアップしながら、こういう事業者、村の単費だけではなくて、県からも育成する助成事業があるはずですので、そこも含めてぜひ今後ご検討、全部単費でやると、何でも何でもみんな補助補助と言われたら困りますので、そういうのも含めてぜひ支援していただければと思っております。その辺ぜひ教育長、もう一度、中にはハーリー事業もありまして、ハーリーも各単費ごとの単位漁協で、伊是名は非常に漁協会員も多いですので、伊是名独自でやったりしております。

そういうのもだんだん文化が薄れてきて、若い人になって伝統の受け継ぐ方も少なくなって、やり方もわからないわけですね。その辺も含めて、ぜひ後押しよろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

東江議員の質問にお答えします。まず、村と、そして各部落地域の行事について、それが本当にずっとずっといつまでも続くようにということで教育委員会としていろんな予算とか検討して後押ししていきたいと思えます。

それとリモートを利用してということで、公演とか、そういうのを県全体、あるいは地域にできないかということですがけれども、私がちょっと聞いたところによると、伊江島ではいろんな舞踊とか、そういうのを発信しているという

話も聞いています。自分も実際に見ました。そういうのももしかしたらできるんではないかなと思って、そういうことも検討していきたいと思います。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず、新しい事業を探すのも非常に結構です。ぜひ、地元にあるような民俗芸能、民俗事業を見つめ直して、そこからぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で、1点目については終わります。

次2点目、伊是名漁港内の景観保持、この事業については、伊是名漁協は両方に景観が優れて公園、クリーンアップ事業で掃除もされて、非常にきれいです。見晴しも非常にいいです。風光明媚、観光地としても写真写りもいい非常にきれいなところなんです。ですがいま言う浚渫石材、最初的时候はモズクの加工施設、向こうをするときに、向こうからこっちに移設して、石積みだけだったんですけど、いまは管理されてないような状態で草ボーボーしているという状況です。

そこは公共用地内ですので管理もされてないというのは非常に残念でなりませんけど、何とか先程村長のお話にもありましたが、適当な場所があれば移した方がいいという感じもありますので、ぜひ移して、そうじゃなければ、いま言うような、いつでも景観を落とさないような、草の除去作業とか、この辺はぜひやっていただければと思っております。

クリーンアップ事業で草が生えたら二つの公園、展望台も含めて、非常にきれいにされるわけです。そこだけが残って、たまに蚊の防除をあの辺一帯で煙霧消毒もやっておりますが、向こうだけでは手に負えない状態ですので、何とか防除、担当は農林課長ですから、ぜひ、やっていただけるようお願いしましょうね。

連日のように放送では、村内のクリーンアップアンケート、満足度調査がありました。その他でも到底満足するような向こうは環境ではないですので、これ一つでクリーンアップ事業が台無しになるというふうな感じになるわけですので、ぜひ課長、あの状況を昨日視察に行つてわかつたらと思ひますの

で、ここはこれまで何回か視察のあるたびに何とかできんかと、口頭では言っているんですけど、一向に職員は動じないと、方言で言ったらウリシガ近々撤去シールスンダーというふうな感じで簡単に質問するような課長もこれまでありましたので、ぜひ管理をちゃんとして、移動できなければ環境に害しないような管理のあり方をぜひやっていただきたいと思います。課長どうですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。議員もおっしゃるとおり、いま現状では放置されたような状態ではありますが、今年度、予算計上はされておりませんが、農林水産課の職員で雑木は対処したいと思います。

あと石材の撤去についてなんですが、実は伊是名漁港海岸の埋立予定地の村長答弁にもあったとおり、石材として埋立の材料として使えないか、いま検討する予定でございます。

ただ、日期的に埋立予定地の囲み護岸が終了しないと、埋め立てに入れないという事情がありまして、年度的に言えば、令和6年、あるいは7年頃になるのかなと思いますので、その時点まで雑木等の管理はいたしますので、撤去というものはそのあたりまでは時間いただけないかなと思います。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

石材、これは非常に財産でありますので、ちゃんとどちらかには確保して景観を損なわないようなところに持っていくか、あるいはいま現状をちゃんとするか、これはやっていくということですから、よろしく願いいたします。

次、3点目、補聴器代の購入補助について書いてあります。これは新聞社の記事を見て、これはいいなというふうな回答、私取り付けたわけですけど、那覇市が先進市では今年の8月から既にやっていると、南風原町もその件についていま取り組んでいると、4月から実施をするということを聞いております。

これは他府県では、千葉県が非常に先進地で、非常に好評を得ているという

ふうなことを聞いておりますので、これは義務ではないですので、これができればいいなど。最近、島の人でもちょっと耳の遠い方が結構おりまして、なかなか話が一方通行、普通の会話で通じないような人たちが結構います。

こういう人たちも、こういうのがあれば通常の人たちと一緒に会話ができる、非常に耳のちょっと遠いという人たちには、一方通行で本人からはなかなか言わないわけですね、話がかみ合わないという現状があります。

南風原町、那覇市の話を知っていたら、大体一般の人で、一般の会話が40デシベル、これが普通の一般の方、普通の会話と聞いております。これ以上超している方が難聴に指定されて、大声を出さないとお話ができない人たちは、40を超す人らしいです。

そういうことでありますので、最近こういう人たちも多いようでありますので、この後については、おそらくやってないでしょうと私は感じておりますけど、義務ではないものですから。これは確かに村もまだまだそこまではいってないでしょうということでもありますので、補聴器も結構話聞いたら、通販あたりで2～3万円のものはよく買ってはいるそうなんです。ですけど、長くもたない、あるいは調整がきかないということで、買ってもかけないという人たちが多いらしいんです。安いのを買ってもしかなかかけないという人たちらしいです。結構、買っている方は話を聞いたら多いらしいです。

ですから、こういう人たちが多いですので、今後すぐにはいかないはずですけど、新聞社の調査ですから、後々、新聞見たら全町村この聞き取り調査はして、那覇市がしている。南風原町も今度する。あと載ってはないですけど、いずれは新聞の調査結果も公表すると思っておりますので、ぜひ課長、前向きにこの辺も把握されて、今後こういうのができればと考えておりますので、ひとつ課長の見解をよろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

東江議員の質問にお答えします。補聴器購入代補助については、議員の質問にありましたとおり、必要なところもあるのかなと思ってはいますけれども、

現在、先程村長の答弁にもありましたとおり、住民健診の結果や、また面談などの程度でしか私たちの方は把握をしておりませんので、今後、保健センター、保健師、また、高齢者の関わりのある包括支援センター、ケアマネ、そしてまた社会福祉協議会の生活支援コーディネーター等々にもお話しまして、どういった状況で把握していこうかということを検討してまいりたいと思います。

また、各自治体、先進地で行っている補助事業についても費用の上限もありまして、また、上限の中に住民票登録がある者、そしてまた65歳以上、そしてまた所得税が非課税、そしてまた医師の補聴器の必要とする診断のある者、そして身体障害者手帳の交付のない方を対象にしていますので、そういった要件を整えながら、事業をする場合には伊是名村の皆さんが補助を利用できればいいなと思っています。

まずは、実態把握の方を先に進めさせてもらいたいと思っています。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

これは認知症、耳がちょっと遠いということで引きこもりにも繋がるということもあるそうです。及び認知症の発症にもこれが繋がるということでもありますので、これは高齢者対策として、こういうのもあれば非常にいいという感じがいたしますので、いま課長の言うとおりの義務ではないということであるわけですから、障害者に該当する人たちは申請すれば補助で受けられるということですので、非常に難しい観点もあるわけですが、ひとつ前向きにその対策、あるいは補助制度を利用しながら、あるいは補助ができれば非常にいいわけですが、補助事業も該当するか、しないかは別として、今後前向きにご検討されていけばと思っています。以上、私の質問を終わります。以上です。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わります。

次に、3番仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

最後の質問となります。よろしく申し上げます。通告書を読み上げて質問させていただきます。

質問事項、一般廃棄物処理（コンクリート殻）ストックヤードについて。

本村は平成23年度より一般ゴミ処理施設の供用開始に伴い村民のゴミの分別等の意識も徐々に高まり環境衛生面でもだいぶ良くなっていると感じます。

しかしながら本村にはコンクリート殻等の受入れ施設がない為、島外処理をせざるを得ないのが現状です。

この問題は令和2年第1回定例会において東江清和議員も一般質問に取り上げ、令和3年度より島外への海上輸送費用の一部を助成し村民負担軽減に繋がりを喜んでいるところであります。

そこで村長に伺います。村有地または個人有地を活用して一般家庭から搬出されたコンクリート殻等の仮置き場の設置はできないか。村長の見解を伺います。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、仲田正務議員の一般廃棄物処理コンクリート殻ストックヤードについてお答えいたします。

議員のご質問にもありますように、村では令和3年度より一般廃棄物として取り扱われるコンクリート殻の島外処理に係るフェリー輸送運賃の助成を行っており、制度スタートから本年2月末時点において2名の方が本補助金制度を活用し、コンクリート殻の島外処理を行っております。

しかしながら、制度がスタートしてまだ間もないことから、多くの村民の皆様がご活用いただけるように本補助金制度の周知を図っていきたいと考えております。

さて、議員ご質問のコンクリート殻仮置き場の設置についてであります、不法投棄の抑制、廃棄物のリサイクル促進及び村民の負担軽減を図る意味からも今後検討してまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

この家庭廃棄物の問題、村長は平成25年第4回定例会で名嘉清議員の質問に対して、家庭から出た廃棄物等の現状と今後の対策にこう述べております。

コンクリートやブロック、瓦、木材等が混在したものは、現在のごみ処理施設では処理できず、沖縄本島の最終処分場で個人で処理している。今後は村民負担軽減のために一時仮置きできるストックヤード等を整備したいと考えていると答弁しています。

また、処分費用の一部を利用者に負担してもらい、村がまとめて処理することを検討しているとも答弁しています。村長、覚えていらっしゃるでしょうか。そのときの考えはいまだ変わっていないかと思いますが、再度答弁よろしく願います。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

お答えいたします。確かに議員おっしゃるとおりであります。私もそのように答弁した覚えがございます。ただいま現状からしまして、すぐ仮置き場を設置するという点については、これは県当局ともいろいろと協議を重ねて、そして設置する場所も特定しなければいけないというふうに考えておりますし、当時はそこだったら大丈夫だろうというふうな考えで答弁したわけではありますが、しかしながら県との話をする中では、なかなかそれも難しいという状況下でありますので、その辺のところは、また今後、その処理の方法、それについてもっと突っ込んだ形で進めてまいりたいと考えています。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

村長、いま南大東島、また、隣の伊平屋島、村の方で敷地を確保して、全部受け入れてやっている状況もあります。また、いま施設と言っていましたけど、私の提案ですが、いま現焼却施設入口左側の方に結構広い敷地があります。

そこに家庭から出る一般廃棄物等の一時仮置き用のストックヤードを併用して、今回、購入したバックホーを利用して、コンクリート、木材を分類して、コンクリート殻は島外へ、木材は処分場へと持ち込めば、非常に効率が良いと考えますが、いかがでしょうか。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。一般廃棄物の処理については、まず一般処理を廃棄する業務許可が必要になります。

もう一つ、一般廃棄物を処理する施設の許可、この施設の許可に関しては県知事の許可が必要となっております。既にいま一般廃棄物処理施設が許可をいただいているところであります。

それともう一つ、仮置きするにあたって、これも法的なものではあるんですけど、積み上げの高さの制限、あとネズミや蚊の繁殖と言いますか、それを防がないといけない。あるいは地下への浸透を防ぐ等々のいろんな法的な面でクリアしないとけない部分があると思います。

その部分をクリアできるか、あるいは一般廃棄物施設でやっていけるかどうか、その辺は今後の検討になると思います。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

課長、この問題、いま沖縄の離島は課題で抱えているんですけど、これいつも検討で終わらせてはいけない問題だと思っています。

不法投棄もまた多くなるし、これは先程言ったように、大東島、伊平屋島、全部村の方で仮置きしています。ぜひ、これまた次誰か質問しても検討になるんですよ。

だから、不法投棄が減らないのもこれが一因でありますので、これはせっかく側に施設もあるんですから、これは検討ではなくて、県の方と調整して、先程言った諸々の廃棄物処理法、結構壁が厚いです。でも、クリアしないと伊是

名村いつまでたっても減らないです。村長、任期半年ですけど、もう検討ではなくて、前向きに再度お願いできますか。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

検討だけではなく、実際にどうするというについてもまた検討しなければいけませんけど、先程課長からも答弁ありましたように県との調整、法的な手続きもありますし、そういったことをクリアしながら場所を選定する。そしてどのような形で仮置きをするのか。そういうことについて、今後、具体的に県と調整をしてまいりたいと考えております。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

昨日議員、また課長、全部現場視察したんですけど、前の廃車置き場ですか、向こうは地形的に造成にも金がかかるし、また周囲を囲もうと思ったらお金もかかるし、向こうよりは、いま焼却炉の側、職員もいますので、また側で計量場もあるので、こういったのも利用してすぐ先程話した向こうに整備すれば、本当に効率がいいと思うんですけども、これはぜひ検討ではなくて、前向きに進めるような形でやってほしいと思います。これを強く要望しまして、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、仲田正務議員の質問は終わりました。

以上で一般質問はすべて終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時16分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

伊禮正徳総務常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第7

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

宮城義秀経済建設常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

3月11日から8日間の日程で行いました令和4年第1回伊是名村議会定例会は、予定されておりました議案が議員各位並びに執行部の協力により、無事終了することができました。ここに、感謝申し上げます。

これで、令和4年第1回伊是名村議会定例会を閉会します。

閉会（午後 3 時 2 0 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員